

平成29年 第3回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	平成29年9月13日（水）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	平成29年9月13日 午前8時40分宣告		
応 招 議 員	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14	1 番 村上 要二郎 2 番 林 康 彦 3 番 池 本 光 章 4 番 大 西 幸 江 5 番 藏 谷 重 文 6 番 寺 下 満 憲 7 番 檜 垣 一 成 8 番 平 山 和 昭 9 番 前 田 省 二 10 番 土 居 計 彦 11 番 池 本 興 治 12 番 松 原 彌 一 13 番 亀 井 文 男 14 番 濱 田 高 嘉	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自治法第1 21条の規 定により説 明のため出 席した者 の職氏名	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22	町 長 副 町 長 教 育 長 総務課長 健康推進課長 農林水産課長 魚島支所長 消 防 長 企画財政課長 広報情報課長 住民課長 税務課長 建設課長 管財課長 商工観光課長 公営事業課長 公共交通課長 生涯学習課長 国体推進室長 学校教育課長 海光園長 会計管理者	宮 脇 馨 村 上 和 志 濱 田 和 保 古 本 正 大 本 一 明 森 本 英 隆 小 林 薫 中 辻 洋 杉 田 和 房 蓼 原 洋 樹 今 井 稔 黒 瀬 智 貴 越 智 康 浩 荒 井 健 澤 田 一 政 中 濱 淳 一 河 端 光 法 池 本 雅 則 田 房 良 和 多 田 恵 一 村 上 和 彦 角 濱 信 夫

議員・職員 以外で会議 に出席 した者	1	監査委員	亀山 秀夫
会議に職務の ため出席 した者の 職氏名	1	議会事務局長	東 秀彦
	2	議会書記（臨時）	久保 真弓
町長提出議 案の題目	1 報告事項 平成28年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について 2 平成28年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について 3 平成28年度上島町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について 4 平成28年度上島町国民健康保険診療所事業会計歳入歳出決算認定について 5 平成28年度上島町へき地出張診療所事業会計歳入歳出決算認定について 6 平成28年度上島町後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算認定について 7 平成28年度上島町公共下水道事業会計歳入歳出決算認定について 8 平成28年度上島町簡易水道事業会計歳入歳出決算認定について 9 平成28年度上島町CATV事業会計歳入歳出決算認定について 10 平成28年度上島町農業集落排水事業会計歳入歳出決算認定について 11 平成28年度上島町介護保険事業会計歳入歳出決算認定について 12 平成28年度上島町介護サービス事業会計歳入歳出決算認定について 13 平成28年度上島町浄化槽事業会計歳入歳出決算認定について 14 平成28年度上島町魚島船舶事業会計歳入歳出決算認定について 15 平成28年度上島町特別養護老人ホーム事業会計歳入歳出決算認定について 16 平成28年度上島町生名船舶事業会計歳入歳出決算認定について 17 平成28年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について 18 平成29年度上島町一般会計補正予算（第2号） 19 平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号） 20 財産処分について（汽船 ゆげじま） 21 工事請負契約について（高井神浄水施設設備工事） 22 工事請負契約について（魚島国保診療所改築工事）		

その他の 題 目	1 専決処分事項の指定について 2 地方の道路整備の推進に関する意見書（案） 3 議員派遣報告について（地方議員研究会） 4 議員派遣報告について（平成 29 年度町村議会広報クリニック） 5 議員派遣報告について（コミュニケーション基礎講座～その 2～） 6 議員派遣報告について（一般県道岩城弓削線岩城橋建設工事安全祈願祭並びに起工式） 7 議員派遣報告について（平成 29 年度第 1 回町議会議員研修会） 8 議員派遣報告について（議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会） 9 議員派遣報告について（コミュニケーション基礎講座～その 3～） 10 議員派遣報告について（市町村議会議員研修） 11 議員派遣の件 （上島町各地区大運動会） 12 議員派遣の件 （平成 29 年度第 2 回議会議員研修会）
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。 11 番・議員 池 本 興 治 12 番・議員 松 原 彌 一
会 期	平成 29 年 9 月 13 日～9 月 29 日（17 日間）
傍聴者数	10 名（男 9 名・女 1 名）

◎ 開 会

○（濱田 高嘉 議長）

おはようございます。

ただ今の出席議員は全員です。ただ今から平成 29 年第 3 回上島町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付しているとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名

○（濱田 高嘉 議長）

まず、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定によって、11 番・池本 興治議員、12 番・松原 彌一議員を指名します。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○(濱田 高嘉 議長)

日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員に、委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員長 平山 和昭議員、お願いします。

(平山議員、登壇)

○(平山 和昭 議員)

みなさん、おはようございます。

議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告いたします。

平成29年第3回定例会の開会にあたりまして、去る9月5日に議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取り扱いにつきまして慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日から9月13日から9月29日までの17日間とし、議事日程についてはお手元に配付のとおり進めることに決定いたしました。

どうか本定例会の慎重なるご審議と議会運営に各段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りします。ただ今、平山議会運営委員長から委員会協議の結果について報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日9月13日から9月29日までの17日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から9月29日までの17日間とすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第3、行政報告を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可します。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮 脇 馨 町長)

おはようございます。10月6日、7日といよいよ差し迫ってまいりました国体に向けて、町民全員参加の応援体制をお願いいたしたいと思います。

町民一人ひとりの創意工夫で楽しくて心のこもった応援を展開していただき、はるばる全国から参加された方々に、大きな満足を持って帰っていただけるよう、お願いしたいと思います。

先ほど、先日ですかねえ、抽選が決まりまして、生名スポレクでは、神奈川県、奈良県、

長崎県、宮崎県、北海道、東京都、こういったメンバーでの試合が予定されております。いずれも強豪ばかりでありまして、本当に熱の入った面白いゲームが期待できるかと思っておりますので、どうかご声援の方もそれに負けないようによろしくお願いしたいと思います。

また、7月19日に起工式を終えました岩城橋、これの開通に向けて、交通体系全般の見直しと周辺関連施設の整備に早急に取り組みたいと考えております。特に、因島側、長崎栈橋の待機レーンの拡充は町の生命線となる生名フェリーの死活問題であり、もはや一刻の猶予もならない状態となっております。この9月補正予算に、そのための調査費を提案させていただいておりますので、よろしくお願いします。

また、第一次産業が地域を支える要となっておりますが、なりますが、農業再生の基盤づくりとして、農地の利用集積、特に優良園地の集積、それに伴うレモンの復活、苗木の手配、そういったことから取り掛かっていきたいということで提案させていただいております。

さらに、弓削高魅力化プロジェクトの人材確保も順調に進んでおりまして、実施に向けたカリキュラムの編成や、今月末のプレオープンを目指した準備が急ピッチで進んでいるところであります。高校生が島の課題を見つけ、解決策を探る、地域学での、この分野において町民の皆さんのご協力も大切な役割を担うかと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思えます。

社会情勢の変化が目まぐるしく動く中で、上島町の立ち位置をしっかりと見つめて行けるよう取り組んでまいりたいと思えます。どうか皆さんのご支援をよろしくお願いします。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(濱田 高嘉 議長) これで行政報告は終わります。

日程第4、一般質問

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第4、一般質問を行います。

一般質問を通告されております議員の皆様をお願いいたします。

質問は最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問事項毎に行ってください。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は5名です。それでははじめに、平山議員の質問を許します。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

(平山議員、登壇)

○(8番・平山 和昭 議員)

おはようございます。今定例会で、まあ一般質問、トップバッターという事でございますので、よろしく、実りあるご答弁をお願いいたしたいと思えます。議席8番の平山和昭でございます。質問事項につきましては、「宮ノ浦（みやんな）遺跡活用のスケジュールの達成度はどうか」という事でございます。

質問内容でございます。本年で第7次となった佐島・宮ノ浦（みやんな）遺跡については、

平成27年9月議会で「佐島宮ノ浦遺跡を今後どのように活用してゆくのか」という一般質問をさせていただきました。そのときの理事者の答弁は、「今後は、宮ノ遺跡の全体像を把握し、国の遺跡指定を目指し、目標に調査を継続してゆく予定としている。この事業は上島町の将来を担う重要施策の一つとして地方創生政策に盛り込んだもので、宮ノ浦遺跡だけでなく町内の遺跡を歴史遺産として保護し、研究及び教育の対象とするとともに、上島町の特長ある観光資源として捉え、これらを活用して上島町の新たな情報資源として、人と人の交流による地域活性化に取り組んでゆく方針である」というものでございました。

あれから2年経過しまして、発掘内容はさらなる発見がございまして、この地域の古代、中世の人々の生活が垣間見えるところまで来たと受け止めております。

そこで質問ですが、先の答弁にありました事案につきまして、その達成度はどうか。以下について答弁を求めます。

(イ) 国の史跡指定について、どうなっているのか。

(ロ) 町内の遺跡を歴史資産として保護・研究・教育の対象とする取り組みの現況及び将来展望。

(ハ) 観光資源としての情報発信と活用の現況。

(二) 史跡、これはまあ、歴史資産という意味合いですが、地域活性化は、どのように取り組んでいくのか。

以上4点について、ご答弁をお願いいたします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

(濱田教育長、登壇)

○(濱田 和保 教育長)

おはようございます。平山議員の質問につきまして、お答えいたします。

まず最初の「国の史跡指定について」ですが、佐島にある宮ノ浦遺跡は、平成23年度から現在まで継続して調査を行っています。今年もお盆過ぎまで第7次調査ということで調査を行って参りました。愛媛大学法文学部考古学研究室と上島町教育委員会の共同での調査で、平成25年度からは、国庫補助事業として調査を継続しています。平成26年度の調査では、中世の塩田の境界が確認され、平成27年度の調査では、古墳時代前期の製塩炉が発見されるなど、長い間継続した製塩遺跡としての姿が徐々に解明されつつあります。

今年度からは、宮ノ浦海岸全体での遺跡の状況を確認するための調査を開始しました。これまでは、主として古墳時代と中世の製塩遺跡であると考えられていましたが、平成28年度と今年度の調査の結果、石清水八幡宮の荘園であった時代を遡る平安時代後半の人々の生活の痕跡を出土遺物から確認することができました。さらに、考古学的な成果を求めながら、出土した獣骨・魚骨・貝類の分析や土壌・花粉分析、ボーリング調査等も行い、製塩遺跡としての調査にとどまらず、瀬戸内海の臨海遺跡の多彩な様相を解明するための調査研究を行っています。

今後も、国の史跡指定を目標に調査を継続して参りますが、いくつか課題もあります。宮ノ浦遺跡で製塩活動を行っていた人々の生活域や宮ノ浦遺跡そのものの広がりを解明する

ことは、遺跡を将来に渡って保存するためには必要不可欠なことです。

「東寺百合文書」のユネスコ記憶遺産登録を受け、文化庁や県教育委員会のご助言をいただき、平成28年度から弓削島では、中世の「塩の荘園」の実態を解明するために、弓削島荘総合調査事業を開始いたしました。宮ノ浦遺跡の発掘調査事業と弓削島荘総合調査事業を実施することにより、上島町の塩の歴史文化を掘り起こし、学術的な価値を付与し、それらの国の史跡指定等の文化財指定を推進していきます。

次に、「町内の遺跡を歴史資産として保護・研究・教育の対象とする取り組みの現況及び将来展望について」は、平成25年度から上島町内全域において踏査や発掘調査等を行い、遺跡の時代や種類、範囲を確定する埋蔵文化財包蔵地詳細分布調査を実施しています。遺跡の現況を具体的に把握することにより、開発事業等に対応でき、遺跡を保護することを目的としています。今後も製塩遺跡をはじめとした重要な遺跡については、発掘調査を実施し、その実態を解明するための研究を進めていきます。また、歴史資産としての遺跡の価値を地域の皆様に還元し、教育にも活用するために、講座や報告会等を開催するなど住民参加型の取り組みを行います。

次に「観光資源としての情報発信と活用の状況について」ですが、平成28年度に地方創生加速化交付金事業として、文化財デジタルアーカイブ構築事業を実施しました。調査・整理の完了した文化財資料について、デジタル技術によるデータベース化を図り、資料情報や画像を一般に公開し、歴史と文化が豊かな上島町の魅力を発信することを目的に事業を実施し、現在「上島町デジタルアーカイブ」としてインターネットでの配信を行っています。少しずつではありますが、上島町内の遺跡の情報も開催しています。

現在、町内の遺跡については、説明看板を設置したのがありますけども、広く活用するために整備した遺跡はありません。調査事業を推進し、重要な遺跡については保護を進めながら観光資源としての活用を検討していきます。

次に「史跡と地域活性化は、どのように取り組んでいるか」ですが、現在、主として宮ノ浦遺跡の発掘調査事業と弓削島荘総合調査事業を実施していますが、将来的には上島町内各地にある歴史資産の調査研究を実施する必要があります。地域の特性である歴史遺産をまちづくりに活かし、地域の魅力を最大限に発揮することにより、地域活性化に取り組むことを目標としていますので、どうぞ皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

(濱田教育長、降壇)

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、現況はおよそ分かりました。

ええー、国の史跡指定につきましては、まああの一、現在発掘調査中という事で、引き続き申請中という事ですが、用途はどのくらいに立っているんですか。要するに、国とのまあ情報もいただいていると思うんですが、いつ頃それが達成できるのか。それとも、まだやって見なきゃ分かんというのか。その辺、答弁願いたいと思います。

それからですねえ、あの一、遺跡が重要な遺跡であるということは去る9月2日から3日

にかけまして、せとうち交流館で行われた第8回の海洋考古学会の研究会に、まあちょっと寄せていただきまして、改めて思っているところです。今、各質問項目について答弁をいただいたわけですが、その中で、ええー保護研究・教育の対象とすることは、観光資源と地域活性化につなげることは、これは三つ巴のようにすべてが絡まっている、総合関係にあるというふうに私は考えております。そこで考えたときに、我が上島町にはですね、総合的な資料保存設備、と言いますか、資料館と言いますか、そういったものと、なお且つ、その管理運営に係る人材が不足しているんじゃないかというふうに考えております。

昨年の11月に、まあ町は合併第4期に入りまして、町長も交代しましたし、私の個人的な印象ですが、前任者はこういった歴史文化財の保存、活用については、まあ通り一遍の関心しかなかったというふうに感じておるところです。

ええー、新態勢になりまして、この歴史文化財、つまり宮浦遺跡にとどまらず、町の近代化に力を尽くした先輩方の事績の重要なこの町の文化財というふうに捉えるべきであると思っています。

まあ、例えて言えばですねえ、濱田國太郎もそうですし、弓削商船高専の基をつくった弓削の初代町長の村長の中村晴二郎。その他の岩城では、芋菓子生みの親の益田谷吉さん、いろいろたくさん人物がおられます。そういった人たちを郷土の偉人としてですね、幼少年に広く伝えるためにも、郷土資料館が要るんじゃないかと。いろいろ枕を求めましたが、述べましたけれども、要するに郷土資料館を造ったらどうかという提案なんです。これはあの一、島が4つにありますので、どういう形にするかという事は、なかなかまたこれから考えなきゃいけないと思いますが、今ある様々な資料を1箇所あるいは2箇所にきちんと保存して、そして、それを確認して、観光もあり、ええー住民参加の活性化もあるというふうに考えております。箱ものを造る事自体が、すべてではございませんが、その箱ものを中身を管理する人材、そして、その箱もの、これはやはり避けては通れない方法だと思っています。そして宮ノ浦遺跡が、国の歴史資産になるとすれば、なお且つそういったものの保存の場所があるという事なので、これはもう早急に取り組んでいていただきたいと、いうふうに考えておるところですので、その辺りの考え方をご回答願いたいと思います。

まずは、史跡認定の目途はどうかという事と、まあ名前が適当かどうか分かりませんが、郷土資料館、歴史資料館といったものを造ることについてはどうか。それから、そのための人材確保をどうするかという事。その3点についてお願いします。

○(濱田 和保 教育長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、濱田教育長。

○(濱田 和保 教育長)

はい、今の現況なんですけども、昨年8月の調査でです、文化庁の文部科学技官から遺跡の範囲を確認する調査を実施するようにご指導をいただきました。そのため、今年度も調査範囲を拡張して、発掘調査を開始いたしました。現在、史跡として、まず、守るべき価値があるかどうか、守るべき範囲がどうかという事を明確にするための調査をずっと続けている段階です。

ええー、今後も文化庁や愛媛県教育委員会のご指導をいただきながら史跡指定を視野に入

れながら調査計画の策定及び発掘調査を実施して、町民の皆様のご理解をいただきながら製塩遺跡である宮ノ浦遺跡を後世に継承していく予定になっております。ということで、あの一、現在では、いついつ史跡指定になるかという事は、確約ができない状況なので、今はそれを守るべき価値があるかどうかを調査し、範囲がどうなのかどうかと、地道な調査を続けている状況だということをご理解ください。

観光にどういうふうにつなげていくかについては、今後それが範囲とか、価値とかそういうものが分かってくれば、それをどういうふうにもっていくかということにつなげていきたいと思っています。

先日、あの一、海洋考古学会が上島町の地で開かれました。全国から塩のことについて、いろいろ研究されている学者の方が集まって来られました。まあ、そういうことによってその上島町が注目される地にもなっておりますし、そういう意味でいろんな方々がここに足を向けて来てくれるといようなことも、観光の一助になろうかと思っております。

それから、人材不足につきましてはですね、地道な作業をずっと続けて行く中で、現在うちの方は学芸員を一人増員してずっと続けておりますが、今後は足りない部分は補って行く必要かと思しますので、その辺も検討している状況であります。

それから、郷土資料館については、私も平山和昭議員の仰られるようなことについては、大変賛成ではあります。今後は、町の中でいろいろと精査して進めていきたいと思っておりますので、どうぞ一つよろしく願いいたします。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、あの一ですねえ、先ほど教育長の答弁にもありました、調査活動を続けてですねえ、価値があるかどうかと守る価値があるかどうかと見定めていくというご答弁ですが、これはもう「守る価値がある」というふうに自分たちが決めて動かなくては駄目なんですよ。つまり、現在までの調査活動によって少なくとも他に類を見ない、埋蔵文化財あるいはその現況が見えていると。ただ国の遺跡指定されるかどうかということは相手がある話ですけども、やっぱり町としては、これはきちっと守って行って国の指定があろうがなかろうが、これを町の財産として残し、観光につなげていくという、やっぱりその辺りの覚悟は最初の時点で、これ守る価値があるんですよ。というふうに私は思っております。ですので、その辺りはきちんと覚悟のほどをしめてやっていただきたいなと思っています。

それから、資料館につきましてはですねえ、いろいろあの一、私も町内の活動にも参加させていただいて、いろんな資料が、町だけじゃなくて町外にもあるんですよ。で、そういったものも、とにかく収集して保存する場所がないと資料の提供も受けられないという事なんですよ。そして、その資料を持ってる方々が、やはり皆お若くございませんので、そのまま持ったまま、例えばお亡くなりになったりすると持っているものがゴミとして処理されてしまうという恐れがいっぱいあるんです。

ですので、ええ一、逆に言いますとですね、あの一、麻生イトさんの事は皆さんご存知だと思いますが、麻生イトさんの資料についても、ただ今因島の関係者の方がお持ちになって

いる。そういったお持ちになっているんですけども、それをじゃあ上島町に提供したときにきちんと保存していただけるのかな、どうかなという事で、やはり危惧の念を持っておられる、ということなんですよね。それは麻生イトさんに限りません。

ですので、そういった受け皿をまずは作らなければいけない。そして、最初から完成した施設でなくても、今ある既存の例えばあの一、開発センター辺りでも以前保存していましたが、その辺りも手を加えながら資料収集をして行かないと、いざというときには展示するものがないということもございますので、それは徐々にではありますけども、そういう方向性を持ってですねえ、取り組んでいただきたいなと、そういうふうに思っています。そして、そういうところがないと、私共も「町に資料提供してください」ということが言えないんですよ。これは岩城でも同じだと思いますし、弓削でもそうだと思いますし、生名でもそうだと思います。

ですので、その辺りは、受け皿を早く作って、そのためにも今の学芸員の方も頑張っておられますが、やはり一人じゃ足りません。やっぱりあの一、大変な仕事ですので、人材確保ということについては、早急に取り組んでいただいてですねえ、そういう資料館建設に向けて、地均しをしていただきたいなと。そういうふうに思っていますが、町長の考え方はどうですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええ一、私もあの一、平山和昭議員の考え方にほとんど賛成でございます。

本当にあの一、我々がこの島で生きて来てこういう生活をしている。これは何かという元を正せば太古の昔からここで永遠と生活を築き続けた先人のそういった本当の意味と厳しい努力が積み重ねられた結果だと思っております。それを検証するのが、こういった文化遺産という立場になろうかと思っておりますので、ええ一、それに対してですねえ、先ほど来ご指摘がありましたように宮浦遺跡については、本当に価値ある遺跡だと認識しております。ただ、その時に国の史跡を受けた方が良く、より事業が進めやすいと、そういう認識もあります。

ですから、その今の段階では何とか史跡指定を受けたいと、その方向で動かしていただきたいと思っております。そのために、今の二つの総合調査事業、これを進めながらですね、その結果をいかにリンクさせて、先ほど平山和昭議員の方から指摘ありました、その周辺の諸々のいろんなジャンルですね、そういったものと組み合わせるって行くか。それをどういうふうな展示方法で皆さんに紹介し見ていただくか。その辺のストーリー性とか、そういったものをですね、トータルで考えていく必要があるかと思っております。特に、郷土資料館とか、ええ一、まあ史跡公園とかですね、そういったことになって行きますと、史跡の指定はもちろんですけど、どこまでが史跡でそれ以外のところはどうかといった、そういう展開をですね実はあの一、事業の中で問われることになりますので、その辺の事も含めてですねえ、きっちりとした作戦を立てていきたい。そのためには、皆さんのお知恵を拝借する、まあ、そういったことを立ち上げていく、計画を練り上げていく、検討委員会等が必要になってくるかと思っております。

ただあの一、人員の事なんです、ええ一、実は皆さんご承知のとおり、先日学芸員を支えていただいております岩城在住の児島公尊さんが亡くなりましたので、この穴埋めと言いますか、それから、それを補佐していただいております方もですね、ちょっと体調不良ということで、本当に有馬さん自身が厳しい状況になっておりますので、本当に学芸員の補充は早急にやる予定にしております。で、その中で調査をきっちりを行いながら、その調査が終わるまでには、ええ一先ほどご指摘がありましたような全体計画を立てて行く必要がある、打ち出していく必要があると認識しておりますので、ぜひご協力のほどお願いします。以上です。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、あの一、ご答弁いただきまして、人材確保につきましては、本当にあの一、今一人で頑張っておられても、舞いが舞えないという事も傍で見てて分かりますので、早急にやってあげていただきたいと思います。そしてまあ、基本的には、エンドをどの辺にするかという、やっぱり後ろを抑えないと、漠然と活動が続いていくということになりますので、その辺りも協議しながら、何年後、2年後、3年後といったような形で、まあ発掘作業をしていただいている間の方にもそういう事も含めてお願いしたらいいと思います。その辺りのエンドを決めて事業をやっていただきたいと思いますというふうに思っていますので、一つ頑張ってやっていただきたいと思います。以上です。

(平山議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで平山議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、大西議員の質問を許します。

(大西議員、登壇)

○(4番・大西 幸江 議員)

議席番号4番・大西幸江です。今日は一つ質問をしようと思っています。タイトルがですね、「上島町子ども・子育て支援計画の進捗状況」です。

ええ一、子ども子育て支援法に基づき、我が上島町でも平成27年3月、「上島町子ども・子育て支援計画」が子ども子育て支援会議により、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的として、策定・検討され、5か年計画で事業が実施されるものと理解しております。

平成27年12月議会においては、この支援計画が誰にでも広く目にすることができるようにとの同僚議員の一般質問以後、上島町のホームページに掲載され、文字どおり上島町の子ども子育て支援計画が情報発信されるようになりました。これを目にすることで「安心して子どもたちを育てていける環境づくりに町が力を入れて取り組んでいる」と町内外の方からも認識できるようになっていると感じております。

「上島町子ども・子育て支援計画」を確実に推進していくために、第5章の推進体制、3. その他として「計画実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について、需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し検証していく必要があります。このため、年度ごとに施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果についてはホームページ等通じて公表していきます」と書かれております。そこで質問いたします。

年度ごとの実施状況及び事業の進捗状況の把握・評価を行っているでしょうか。また、どのように公表されていますか。よろしくお願いします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

(今井住民課長、登壇)

○(今井 稔 住民課長)

大西議員の質問についてお答えいたします。

上島町子ども子育て支援計画で記載されている項目の実施状況の把握はしておりますが、成果の点検・評価については行えていなかったもので準備しているところでございます。

ええー、今後は計画の内容に沿った検証を行い、ホームページ等を通じて公表していきたいと考えております。以上です。

(今井住民課長、降壇)

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、ええー、今ご答弁いただきまして、まあ、現状は把握しておりますと。ですが、評価等はしていなかったもので、今後まあ、それを行って、ホームページ等で公表されるというご答弁をいただいたんですけれども、この子ども子育て支援計画は、もちろん皆さんご存知かと思うんですが、この中の一番最後の、この5章のところですね、ここに今まあ質問のところで読み上げた、その推進体制とか、その他の項目何かがあるんですね。計画の推進に向けてという事で、この推進体制の1の部分で、「家庭・保育所・学校・地域・その他関係機関・団体等と連携共同により取り組んでいきます」と。「本計画の進捗状況や町内の多様な施設、サービス等の情報を広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成配布を通して、町民への周知啓発に努めます」というふうになっております。で、そもそもですね、これ進捗状況をまあ把握しているということなんですけれども、この体制づくりの方がまず一番大事で、この体制がきちんと出来ていないと、まあ言ったら、その一、ここに実際のどんなことするかということも割と具体的にこの子ども子育て支援計画は書いてあるんですけれども、あの一、進めやすいし予算も結構付いているんですね。という事は、事業の体制が本当にここに書いてあるように各関係機関とちゃんと協議したり協同したり連携したりできているのか。で、「今までも、その町民へのパンフレット等の配布などで周知が行われて来たのか」ということも一つ問題になってくると思うんですけれども、その辺の認識はいかがですか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、この計画の中にある、当然、関係機関等の進捗状況は各課で各関係施設を管轄するところで、実績とかは管理できていると解釈しております。ええー、で、パンフレット周知等につきましては、ええー、まず保育所等の入園に関する資料等チラシとかは、作っておりますが、まだまだその辺の連携の確立ができていないと解釈しておりますので、もう少し努力していきたいと考えております。以上です。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、大西議員。

○(4番・大西 幸江 議員)

あの一、今、ちょっと言葉の端に「管理できていると思っています」なんていう発言があったんですけど、「思っています」じゃあ困るんですよ。あの一、ここにね、結局まあ、見てもらったら分かるんですけど、事業名があって、で、担当課までがはっきり出ている、内容もちょうんとあるんですから。で、これを住民課さんが、取り纏めをするということになっているので、「思っている」じゃなくて、ちゃんとほんとに課で把握していることを住民課さんは把握してくれないと困るんです。そうじゃないと進められないでしょう。管理しているのは当然なんですよ、本当は。ここに担当課まで書いてあるんですから。

でも、あの一、結局は、評価検証等を行なえていないから、実際どこまで進んでいるのか、5ヶ年計画の最終目標がどこにあるのかという事が今現実、今一つ分からない状況ということですよ、今の話からすると。それはやっぱり良くないですよ。で、この「推進体制をどういうふうに作って行くのか」というところをお伺いしたいんですけれども、どういうふうにお作りになりますか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

上島町子ども子育て支援事業計画を策定して参ります、いる、子ども子育て会議等にもお諮りして、再度体制づくりについて検討していきたいと考えております。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 大西議員。

○(4番・大西幸江議員)

あの一、その子ども子育て会議こそができていませんよね。平成28年に実際に実施されていませんねえ。で、29年にもまあ、計画はしているんでしょうけれども、開かれたんですかねえ。あの一、子ども子育て支援会議が、もちろん毎年開かれることはこの計画からすると当然のことだと認識できるんですけども、それが開かれていない。で、さらに、これから体制づくりをそこで話し合っているようでは、これ、もうスタートして27年ですからね、間に合わないでしょう。で、実際、子ども子育て会議は実行されているんでしょうか。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長

○(今井 稔 住民課長)

はい、昨年度は確かに、各委員さんの日程調整等ができなかったため開催はできていませんが、今年度はまだ実施されていません。早急に会議を開催できるように調整して当然計画に基づいた分析検証を好評できるようにしたいと考えております。

ええー、で、27年度の計画、26年度の計画を当然、ええと、各委員さんに集まっていただいて計画を立てて27年度も確か開催したと覚えておりますので、確かに28年度はちょっとできていないというところは、先ほども言いましたが調整が取れていなかったことですので、今年度は早急に開催したいと考えております。以上です。

○(4番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) 大西議員、最後にしてください。

○(4番・大西 幸江 議員)

はい、子ども支援会議をまあ日程調整ができなくて、できなかったという事ですけども、これ、総合計画の次の段階で重要な計画なんですね、「子ども子育て支援計画」。で、今は取り纏めが住民課さんなんで、一応、住民課長にお答えいただきましたけれども、この計画は、中を見ていただいたら分かりますが、全課に言及しています。で、この全課に言及していることの意味をやっぱりもっと良く考えて欲しいんですよ。で、全課に言及していること、この子ども子育て支援計画がどういう意味合いを持っているかということ、子供を産み育てるという事は、町の将来を創って行くという事なんですね、実際に。

で、こういうことをするという事は、やっぱり全課に亘っていて、みんなで協力してもらわないとできないんですよ。そういう気持ちにやっぱり皆さんなっていたいただかないと。なので、ぜひ、自分の担当する具体的な施策に関しては、毎年、評価・検証を行なって1年目よりも2年目で事業の質の向上を図っていただいて、「子どもを育てるなら上島町」と言われるように全課を挙げて取り組んでいただきたいと思います。以上です。

(大西議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで大西議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、池本 光章議員の質問を許します。

(池本議員、登壇)

○(3番・池本 光章 議員)

議席番号3番の池本 光章でございます。今回は3件の質問させていただきます。

1件目は「行政管理の公共施設、道路関係の維持管理について」お伺いします。

維持管理は、1つ、民間委託、2つ、第3セクター委託、3つ、地区住民、4つ、役場職員と大きく分けて4つの団体による管理がなされていると思いますが、定期的に管理されている箇所、住民からの通報により管理される箇所、管理されないままになっている箇所等、場所によって維持管理にかなり差があるように思われます。

旧生名村のときには、嘱託職員で構成された団体があり、公共施設、道路関係の維持管理

が年間通じて実施されており、またイベントや各種行事の会場づくりにも大きく依存していました。

合併後、その団体は消滅してしまいましたが、その業務は冒頭で述べた4つの団体に分割されているわけです。

前町長の折、民間でできることは民間にということで民間に委託されてきた業務が多々あります。そのことにより、管理体制に差が生じたと思われます。民間に委託すること自体に原因があるとは思いません。原因は、行政側が公共施設、道路関係の維持管理の全体量を把握せず、内容を十分に精査しないまま行き当たりばったりの発注をしてきたためと考えます。公共施設、道路関係の維持管理について、その管理体制についてお伺いしたいです。よろしく願いいたします

○(荒井 健 管財課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 荒井管財課長。

(荒井管財課長、登壇)

○(荒井 健 管財課長)

それでは、池本議員の1番目の質問にお答えいたします。

公共施設の維持管理につきましては、行政財産については各主管課、一部を除く普通財産については管財課。道路については建設課が行っております。

その管理方法は、各施設、所管課ごとさまざまで、言われるとおり民間委託、3セク運営、地区住民の方、職員等でございます。

全ての施設について、同じような維持管理を実施するのが理想ではありますが、予算面や職員数等で制限されておりますので、利用頻度等を勘案しながら実施しているのが現状でございます。また、実際に利用されておられる住民の皆様からの情報も非常に大切であり、誠に感謝しております。

公共施設については、利用される住民の方の要望にできるだけ対応するよう今後も適正な維持管理を実施いたします。以上です。

(荒井管財課長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

丁寧なご答弁ありがとうございます。

ええと、現状の説明だけに終わっていると思うんですが、この先ですね、今現実的にイベントがありますとか、今回は国体があるので、国体に備えての施設の管理とか、道路維持とか、そういったことは今できていると思うんですね。ただし、この緊張感というのか、そういったことを国体が済んでもイベントが済んでも維持していただいて、一番大切なのは、その外部から来られるお客さんも大事なんですけど、地元で生活されている方の生活環境を整えて行くという事が一番大事じゃなかろうかと私は考えております。

そういった意味において、その県道付近、あるいは橋関係に点在する展望台とか休憩所、こういったところの管理は細目に民間を使ってされていると思うんですが、ただ住民が生活

道路で活用している道路、各種団体が、使用する、利用するような施設、まあ、今は公民館が無くなりましたけど、まああの一、各集会所等の管理維持について、かなり今現実的に荒れているのが現状です。

そういったことをトータル的にその管理をやっていくという方向性を今後十分に検討していただいて、またどういった方法で、そういった管理維持をやって行くのか報告を願えたらと今後思いますのでよろしくお願い申し上げます。1 問目については以上で終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

池本議員、2 問目に入る前にですね、一般質問の質疑応答の途中でございますけども、ここで10 分間の休憩をして2 問目に入りたいと思います。よろしくお願いいたします。

9 時 4 5 分まで休憩いたします。

(休 憩 : 午前 9 時 3 5 分 ～ 午前 9 時 4 5 分)

○(濱田 高嘉 議長)

それでは会議を再開いたします。池本議員、2 問目から質問よろしくお願いいたします。

○(3番・池本 光章 議員)

はい、それでは2 つ目の質問に入ります

「生名地区における各種団体が活動するための施設整備計画について」お伺いします。この案件は3 月定例で生名公民館の解体工事施工にあたって、公民館を利用していた各種団体との今後の活動のあり方について、どの程度協議を行って解体の実施に至ったのか、その経緯をお伺いしたいとの質問をしていただきましたが、「総合的な判断の下、検討したい」という回答でありました。

現状は保健センターや集会所等の併用により、どうにか業務をこなしている有様です。しかしながら、保健センターや集会所等の使用は行政業務、冠婚葬祭が優先します。当然のことながら、行事が重なれば各種団体が使用することはできません。少しでも早い施設整備が望まれます。3 月定例議会後、どのような検討がなされてきたのか、町長にお伺いしたい。よろしくお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

池本光章議員の質問にお答えします。

ええー、先ほどの質問ですが、3 月の定例議会の質問の後にですね、生名地区の関係者の方々にいろいろとご意見を聞かせていただきました。実際に使っていただいている方々ですね。で、その中でですね、ちょっと一つ困ったこと言いますか、「えっ」と思ったことがあります、というのがあの一、ある一つの団体の長の方が、今、保健センターの方で「何と

かやれたから、1年回せたからそれでもう良いんじゃないか」というお話があったんですよ。「ええー、これは話が違うな」と私自身ちょっとびっくりしまして、それで他の団体の方にも聞いていきました。で、その中でですね、やっぱり他の団体の方は困ると、やっぱりマラソンとかいろいろ今までやってきたイベントとか、それからあの一、お弁当とかね、そういったものをやるときにも保健センターでは、もうシンクが小さかったりとか、その一、いろんなキャパがないと。それから、あと小学校の上だと物が運べないと、そういったいろんな部分が出てきております。ええー、これは「どういうふうに意見をまとめていったら良いのかな」というのがまず1点あります。それからあとやるとしたら、「どういう考え方の基に、どういうふうに整理していくか」と。

ご案内のとおり、公共施設あり方検討会の中とか、いろんな部分で、これから先、整備するにつけても、岩城橋が開通した後のことも睨んで決めて行く必要があるかと思えます。その辺の検討をどうやって進めて行くかということも含めまして、基本的にはですね、今、せとうち交流館ですかねえ、せとうち交流館の方にあるその調理施設、スペース、これではちょっと足りないのが現状じゃないかと思っています。それで、実際に岩城には物産センターの調理室はありますけども、全然そういったあの一、イベントとかそういったものにする調理室とは全くわけが違いますので、あと知新館にも多少あります。ただ、そういったものをトータルで考えて行くときにどういうふうにやるのが一番良いのかなと思ったときに、ええー、おそらく一番中心の部分に位置するであろう、立石近辺、生名の道路の県道のまあ、メインの部分ですよ、そういった箇所に集約した格好のそういった加工と調理ができる場所、そういうのが必要になるんじゃないのかなと。一応、そういう考え方をもって継続して各種団体の方に聞いて回っております、要望をですね。その中で、例えばこういう炊飯器だと一升炊きが3つ欲しいとかですね、ええー、あとシンクはこれくらいの大きさにして欲しいとか、いろんな要望をですね、今ちょっと取り纏めというか、聞いてまわっておる段階です。

その中で出てきた分で最終的にはですね、農林水産物の6次産業化、この方向で検討するのが、一番やり易いのかなと思っています。その辺も含めましてですね、また、その機器構成とか、導線とかアウトラインでやった方が良いとかですね、いろんなところをもう少し詰めないといけないんですが、この辺がですね、ちょっと団体の数が結構ありまして、それからなお且つ、これは逆に生名だけではどうも済みそうにないので、他のところもある程度考慮に入れた、そういう考え方を出していく必要があるのであればもう少し時間をいただきなうですね。慎重に組み立てていきたいと、そういうふうに考えておりますので、もう少し時間をいただけたらと思っています。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

ありがとうございます。ええー、私が持っている情報と町長があと調査された情報と若干差があることにちょっとびっくりしているんですが。私が持っておる情報ですと、「やっぱり保健センターの利用は、もう賄い道具一式全部運んだり、これは大変なとてもやっておれ

ない」という声が大半だったのが事実なのでそのことを申し添えておきます。それで、一応将来的に、あの一、「そういった施設が必要なので検討していきたい」という事は良く理解できました。ただし、あの一、まあ岩城にはさっき言われた知新館とか各種あともうちょっとあると思いますねえ。ほんで、まあ弓削においては、そこの交流館とかございますし、まあまあ、たちまちには間に合うという施設はあるんですけど、生名の場合は無いんですね。で、味の伝承館というのはございますけども、あそこもガスコンロがもうかなり古くなって使うのが難しい状態になって来ております。そういったところの検討を含めてたちまちは早急ですね、みんながそこでちょっとした規模の料理ができるぐらいの施設は早急的な時間が、もう早急に実施してほしいという気持ちはみんな持たれておりますので検討していただきたいと思うんですが。

それと、まあ、今後の行政の体質なんですけど、要するに解体します。解体する後はどうするのか、いう検討がもう全然なされていない。と、今回の公民館の解体工事で私は思うんですが、もう、そのことについて十分に申し入れしていただいて、今駐車場になっておりますけど、もう一番駐車場として活用するのが本当に最高の利用目的であるのか、という事も考えたら決してそうじゃないと思いますね。それと「総合的なものを立石港辺りに建設していきたい」という考えがお持ちのようですが、あそこの土地の確保もおそらく橋が架かると駐車場整備の方に追われると思います。そうすると、施設建設の用地の確保はなかなか難しいという問題が出て来るんで、その辺りを考えるとどうしても、役場周辺とか、いったことも十分視野の範囲に入れておいて欲しいと思いますので。そういったところで、もっとトータル的な物事の見え方をして進めて行っていただきたいと思います。そして、一つ早急にその厨房の設備、これはもう再検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

ええと、それでは3つ目の質問に入らせていただきます。

「生名フェリー発着場の計画の経緯説明」をお伺いします。

8月24日に配布された資料によりますと、平成28年5月31日付けの尾道市からの回答が最後の回答で、その後、「宮脇町長新体制による交渉記録」が明記されておられません。「土生港側の整備については、尾道市が実施すれば補助制度も利用できるのではないか」、「尾道市が負担する費用は上島町が受益者負担として負担することができるのではないか」、「尾道市に上島町からの人材派遣もできると思います」、「用地買収、営業補償等についてどの程度可能性があるのか」また、「その費用の財源は」「混雑する時間帯にフェリー2隻でのピストン運航は考えているのか」また、「今後継続して尾道市側と交渉していくのか」「人材や人脈の活用は」、こういったいろいろな案件を検討され、行動されてきたことと思いますが、今回、「測量・設計・調査の予算計上に至った経緯」について、詳細な説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ええー、先ほどの質問にお答えいたします。

まず最初にですね、この生名フェリー発着場、土生港側長崎栈橋周辺の整備計画ですね、これに今のような対応を決めました流れとしましてですね。ええー、平成28年5月31日に先ほど申されましたとおりですね、それまで何度も尾道市の方に要請を重ねて参りましたが、この時点で上島町からの要請については、平成17年度に下り側の2車線に待機レーンを増やしていただいたその工事を持ってですね、これ以上の対応はできないと。こういうふうな明確な意志表示をされています。この後ですね、ええー、実際にはもうこの時点で岩城橋とか、そういった諸々の動きは既にできておりまして、このままでは到底対応はできない、そういうことを決断しましてですね、このまま放置するわけにはいかない。「じゃあ、どうするか」ということで、今回のこういった動きを作って参りましたので、その動きに対して説明させていただきたいと思います。

ええー、まず最初にですね、平成29年の1月31日にですね、因島商工会議所が「上島架橋完成における対策会議」を立ち上げていただきました。で、「上島町の長崎栈橋整備とそれから因島商工会議所の土生地区の再開発案と併せてですね、何とか解決できないのか、活性化を模索できないか」、そういったことを尾道市へ要望していくことを確認させていただいております。

それから、続いて、平成29年4月12日には、尾道市因島支所と長崎栈橋整備にかかる協議を行っております。ええー、同日その協議の後にですね、「因島警察署へ長崎栈橋をすぐ左折したところのですね信号機、これを何とか点滅にしていただけませんか」と。「周辺の道路事情等も緩和してですね、安全対策を何とかしてもらえないか」というようなお願い要望をしております。この時に因島警察署の答えとしては、「周辺の住民の同意を得なさい」と、「それがすべてもらえたら……」みたいな話をされました。これは誰がその利用者でどうなのかというのは非常に難しいものがあるというのを痛感しております。

それから、平成29年5月10日には、尾道市の因島支所との2回目の協議をしております。で、今後の要望のスケジュールをですね、これをどうやって行ったら良いのか。そういった協議をさせていただきました。

29年7月3日、これは長崎栈橋車両待機レーン整備計画地の土地所有者に、「これから先の流れについて、こういったことで考えております」ということでご挨拶に伺っております。

それから7月13日には、国への重要施策陳情の際に、愛媛県選出国會議員の山本順三先生並びに、広島県選出国會議員の宮澤洋一先生を訪問して、「長崎栈橋の実状と拡充整備の必要性について」説明をさせていただきました。

それから、8月18日には、広島県東部建設事務所三原支所の支所長を訪問して、「土生港長崎栈橋の整備、これを今の現状をそれから何とか改善してほしい」ということを訴えてまいりました。

それから、8月24日に議員協議会でこの案件について、皆さんに説明させていただいたところでありまして。で、その説明を終えた後にですね、ええー8月31日に尾道市の平谷市長に長崎栈橋の整備についての要望を行いました。そういったことで動いておりますが、今

のところですね、尾道市も、因島商工会議所の方もですね、こちらの方も協力的に支援して
いただけそうな感触を得ております。

それから、次にですね、「土生港側の整備については、尾道市が実施すれば補助制度も
利用できるのではないかと」ということと、それから「尾道市が負担する費用は上島町が受益
者負担として負担する」。また、「尾道市に上島町からの人材派遣もできます」という点で
はありますが、これについてはですね、尾道市による長崎栈橋待機レーンの整備事業を実施
するとなると、地方創生の国庫補助金などがまあ可能性としてありますが、5月31日付け
の尾道市からの平成28年5月31日付けの尾道市からの回答ですね。これでまあ、尾道市
の態度と言いますか、公共施設整備に関する考え方ですね、「こちらの方がもう全然尾道市
はできない」という判断をいただいておりますので、これは尾道市による事業実施は困難
というふうに判断しております。

それから5番目と6番目の次に、「用地買収、営業補償等について、どの程度可能性があ
るのか」、「費用の財源は」という話なんです、平成29年の7月3日に地権者の方にご
挨拶に伺った際にですね、今やっている商売のご商売の方を継続したいという、そういう事
業者もおられまして、近隣への代替地ですね、こちらの方も考えてほしい旨の意見等がござ
いました。そういったところから「用地測量等を行うことは構わない、大丈夫ですよ」という
回答はいただいたんですが、それを進めるためにもですね。まあ交渉ごとの金額をお示しし
ないと具体的な可能性を判断することはできないので、今回補正で計上しております測量調
査等の費用はですね、今後の用地買収をしていくうえで、必要不可欠でありますし、まあ、
そういった、土地の価格の算定、不動産鑑定ですね。それとか建屋、今の建物の鑑定、査定
ですね、そういったことを明確に出していく必要がありますので、地権者への金額提示、
これに必要な経費とか費用ですので、ぜひ、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

またあの一、費用の財源についてですが、トータルの部分につきましては、合併特例債、
交付税算入は7割になりますけど、こういったものの充当の可能性を、愛媛県・総務省と相
談しながら、探っていきたいと考えております。

それから、あの一、「混雑する時間帯にフェリー2隻でのピストン運航はどうか」という
点なんです、これあの一、2隻運航する場合は、2隻の主船と1隻の予備船で合計3隻の
船が必要となってくるということになりますので、それに伴う今度船員の増員が必要となり
ますので経常経費がですね、今の単純に倍以上になることが予想されますので、今後の経
営もちょっと厳しくなるんじゃないか、支障が出るんじゃないかということは想定されます。

また、船員の確保についてもですね、全国的にまあ船員不足ということで、特に内航船員
の不足は最近顕著になっておりますので、多くの有資格者の船員を雇用することはちょっと
難しいのではないかと考えております。

ええ一、次に、「継続して尾道市側と交渉していくのか」という点なんです、待
機レーンの拡充整備については、先ほど来もご説明しておりますとおり、既に「尾道市では
できない」という旨の回答を得ておりますので、本件については継続した交渉は行わないことにし
ます。ただし、上島町による県外の用地取得、事業実施に当たっては、尾道市や尾道市議会
の了承が必要になる可能性もありますので、今後とも協議は継続していきたいと考えており

ます。

なお、長崎栈橋の浮栈橋の改修等ですね、この辺につきましては、広島県の管理港湾でありまして、尾道市が管理委託されている栈橋でありますので、広島県尾道市へ継続して改修要望を行ってまいります。

ええー、次に、「人材や人脈の活用」という点ですが、先ほど、要望活動等の説明でも申し上げましたが、国会議員や広島商工会議所等の皆さんですね、さまざまな人脈をですね、もう本当に伝手を頼りながらですね、細目をお願いにあがるしかないと考えております。

次に、「今回、測量・設計・調査の予算計上に至った経緯」についてですが、ええー、車両待機レーンについては、今現在、船舶利用者や因島住民に多大なご迷惑をかけている案件でありまして、今後、重大事故等につながる恐れも予想されますので、喫緊に対策を講じなければならないという案件だと認識しております。ええー特に、「岩城橋開通までの間にそれは絶対に造っておかなければならない」という、これはそういう施設だと認識しております。これ以上積み残しとか、市道側に、県道側ですかね、あそこにはみ出して駐車というよりは、待機なんですけど、駐車みたいな感じでいくと必ず事故につながるのではないかと、そういったことが予想されますので、この事態だけは何としても避けたいと思っております。

まあ、岩城橋完成後の動向調査でも明らかになったようにですね、岩城橋完成後は、今以上に支障が出るのが目に見えておりますので、何とかこの対策を講じなければならないと考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

ご丁寧なご答弁ありがとうございます。

ええと、8月24日に配布された資料とはこの資料の事なんですけど、「生名フェリー発着場の整備について」ということで、こういう資料をいただいております。

この中の資料が質問の中で説明させていただきましたが、広島県側が実施すれば補助制度も利用できるのではないかとといった考え方とか、要するに尾道市側が負担する費用は上島町で負担します。職員も派遣します。そういった内容の交渉がされたかどうかということを知りたいですけど、この中には何もないし、今の町長の答弁の中にもそれが無かったと思うんですけど、そういった、いわゆる「やってくれ、やってくれ」じゃあ、向こうも費用の持ち出しばかりは嫌がるのが目に見えているんで、そういったところのあの手この手の交渉を前町長時代にされて来たのか、今の回答をお聞きする中ではそういったことは一切やって来ていないと解釈してよろしいですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、その解釈では間違いがないと思いますが、ええー、こういった中でですね、どこまでうちがやるんだという姿勢を見せない限りは多分動いていただけないと思います。

で、ただ、橋が架かるという事は、もう事前に分かっていたことなんで、取り組むべきタイミングというのがあるかと思います。それは、実際には、もう今は私自身は、ちょっと遅きに失したという感を持っております。もう少し早く、この話は進めていて欲しかったと考えております。以上です。

○(3番・池本 光章 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、池本議員。

○(3番・池本 光章 議員)

ありがとうございます。

時間が無いので、その危険な橋を渡たるということもやむを得ないというふうに理解はできますけど、この用地買収が果たして、1軒立ち退きが無ければ無駄になってしまうんですよ。そういう危険性を十分含んでいますので、大胆かつ慎重にですね、進めていただけたらと思うんですが、それと今、2隻のピストン運航はかなり難しいことがあるというふうに言われましたが、いわゆる3隻、3隻目を新造する、これはなかなかすぐできる事ではないと思います。代船活用によるラッシュ時のピストン操行、これは十分視野に入ると思うんです。要するに3隻なくても2漕あればピストン運航はできるんです。ほんで、上架するとき、検査のために上架するときには代船を手配する。これで十分だと思いますので、その検討はこれから十分検討していただかないと、あの一、ラッシュ時の混雑が因島側において発生した場合かなり問題が生じると思いますので、これは十分に検討していただきたいと思います。以上です。終わります。

(池本議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで池本 光章議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、前田議員の質問を許します。

(前田議員、登壇)

○(9番・前田 省二 議員)

議席番号9番、前田省二でございます。本日は3点、一般質問をさせていただきます。

ええー、何回も何回もしつこいようなんですけど、「公文書公開への手数料請求について」再度お聞きいたします。

本年、6月定例議会で質問した、昨年の公文書公開への上島町からの手数料請求について、宮脇町長から「上島町側が、一方的に公開期限を延ばしております」との回答がありました。しかし、公の文書には「請求者に延長の了解を得た」とあります。確認しております。宮脇町長もこの文書を読んでいるのであれば、この6月議会での回答を訂正すべきではありませんか。蛇足ですが、上島町情報公開条例にも「実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、公開請求があった日から起算して60日を限度として、同項(15日)の期間を延長することができる。この場合において、実施機関は公開請求者に対して、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない」との規定があり、

担当者はそれに沿って対応しています。

また、「行き違いのあるまま進んでいった」との回答がありました。私は、この問題に関する全ての資料の公開を求め、全てを読み込んでみました。その結果、担当課や担当職員は請求者に対して、自宅に赴いて説明するなど丁寧に説明しており、その内容も職員の説明不足とは到底判断できません。担当職員は何度も請求者に確認しています。例えば、設計図や写真が本当に必要かどうかを確認し、請求者も了解しています。

万が一、宮脇町長が主張するように「職員の説明不足。請求に対して適正になされていない」とするのなら、70万円以上の損失が出たこの案件に関し、本年6月定例議会の時点で、職員の処分がされているはずです。その処分の内容を教えてください。

この情報公開は、27,812ページという膨大な量であり、資料の調査やコピーなどで多くの職員が残業を強いられています。町民の税金から賄っている公費が、現実には834,360円費やされています。834,360円の経費が掛かっているにもかかわらず、実際には78,390円しか支払われていません。

その減額判断は宮脇町長が判断で行ったものであり、客観性がありません。また、文書公開申請の取り下げを認められるのは、文書が公開される前の時点です。民間会社なら社長の判断で損失を決定することもできますが、今回は公金であり、多くの町民から疑問の声が上がっております。宮脇町長は、この差額を、町民が損失を受けるこの金額を、今後どのように対応していくつもりなのかお聞かせください。以上。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

前田議員のご質問にお答えいたします。

ええー、ここで最初からですね、流れをちょっと今一度確認をさせていただきます。平成28年の8月9日に公文書公開請求書が7件提出されております。

で、8月24日に公開延期通知、9月30日までという事が7件。それに対して、請求者側から9月5日に第1回に質問状をいただいております。

それから、ええー、それに対して9月9日に第1回の町の回答書が上がっております。それに対して、9月12日、第2回の質問状がまいっております。その質問状に対して、16日、第2回町の回答書が出ております。ええー、それに対してですね、その後ですね、公文書公開決定通知書部分公開ということで、諸々出ております。町長直筆指示書及び回答書、公用車運転日誌、公務出張先、出張回復命旅費計算書。それから、公共事業発注にかかる一連の内部事務文書、町道佐島循環線道路改良工事とか、救急艇建造工事、岩城保育所建築工事等です。その他、公営渡船関係委託、それから塵芥処理業務委託、平成28年度国外イタリア公務旅行関係。こういった内容でいただいているものでございます。こういった動きに対しまして、部分公開があった後、9月20日、第3回質問状をいただいております。

それから9月26日に、第4回質問状をいただいております。それに対して、第3回町の回答ですね、これは口答になっております。そういった流れで進んでおりまして、9月30

日に第4回町の回答ということでもあります。ええー、それからですね、この中で、こういった流れの中で、公開決定通知の中にですね、「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、上島町長に対して審査請求をすることができます」と、こういう文言もあります。こういった流れの中にですね、動いて行っております。ですから、行き違いというのは、私は、こういったやり取りのことを言っておりまして、その中で公開質問状の内容、それから回答の内容、これが明らかに行き違いがあると判断せざるを得ないと、私はそう考えました。

ちなみにですね、この件につきましては、一応弁護士の意見等もですね伺っております。「基本的には、公開請求対象文書に当る文書は、非開示事由に該当しない限り公開しなければならないため、非開示文書に当たらない対象文書であれば、その枚数分の費用は有効に費用が発生する。しかし、開示した文章が、対象文書の特定欄の記載と請求の理由の趣旨から明らかに不要な文章が含まれ、高額な費用が発生した場合、それが行政側の請求者に対する嫌がらせ目的といった事情があれば情報公開の制度、資質である住民の知る権利を脱却することも言える手数料徴収権の乱用とも言える。よって、その範囲で手数料債権は発生していないという解釈は十分あり得るのではないかと考えられる」。そのようなご意見もいただいております。

ただ、内容についてですね、まあ、双方で協議した最終段階でまあ、取り下げ等ありまして、そういった調整は当然あるものと判断しております。

ええー、本件につきましては、先の定例会でもお答えしましたとおり、町と町民との間における様々な件において、行き違いがあれば、当然協議をしてお話を伺い、それを正す必要があると考えております。双方の行き違いを確認し、判断しております。そのようなことから、今回の件につきましては、職員並びに町民に対し、何か処分をするということは考えておりません。

また、取り下げに関しまして、文書を公開される前の時点のものしか認められないということですが、今回の件は、町と町民との話し合いを下に、取り下げを認めておりますので、文書公開前とか後ということとは関係ないと考えております。

さらに、取り下げられた公開文書も、再度、閲覧請求後に閲覧されていますので、損失は無いと考えております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あの一、住民の方にその請求をしたら、嫌がらせというようなことですが、私が持っているこの資料には、その住民の方が納得しとる。全て納得した上での公開情報の用紙であるということを確認しております。ここに書いてあるじゃないですか、ねえ。それがなんで嫌がらせになるんですか。おかしいじゃないんですか。この公文書公開の請求者はですね、担当職員の説明による、先ほども言いましたように、なぜか後日、質問書を提出するという方法を繰り返しております。請求者が了解したからこそ職員はコピーを出すのです。情報提

供を行い、請求書を渡しています。この公文書公開を請求したのは、宮脇町長の選挙運動員の幹部であり、選挙結果のテレビニュースにおいて、この請求者は、宮脇町長の隣で万歳をしています。

また、今回の公文書公開請求は、担当課との面接時に請求者は団体の代表として請求している旨の発言があったと記録されております。さらに、ここにあるように、請求者が上島町に提出した公文書公開請求の取り下げについての資料写真に開示文書とともに、宮脇町長の選挙ポスターが写り込んでおります。まあ、資料はここに持ってありますけども。この請求者から提出された写真の場所は、宮脇町長の選挙の関連事務所とも見えますが、町長のご解見をお示しください。（A 4 の写真の写っている資料を見せる）これでございます。実際これがありましたので、ここへ資料ですね、ここへ町長のポスター貼っておりますので。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、先ほどのご指摘については、私のその、そういう事務所のところへそれが、書類として持って来られたというか、置くところがなかったからそこへ持って行ったという話は聞いております。ただ、そのことに関しては、私は全然関知しておりませんので、そのことに関してポスターが写っており、その事務所であったということに関しては、そのこととこれとは一緒にしていただかないようにお願いします。

それから、先ほど来ずっと前田議員さんが言っております、町の指導確認事項ですね、それと請求者が、公開質問状で出しておる内容、常にそれがくい違いが続いていたという、その事実が一番の問題であります。これは、そこで歩み寄りも何もなかったという、そういう事なんでありまして。

ですから、最後までこういうことが続いたという話だと思います。これは先ほど来、弁護士の見解でありましたように、「こういったことが起きると情報請求がスムーズに行かなくなります」と、そのことを言っているのではないかと思います。こういう、事前にどれだけ対応できるかという事は、まあ、役場の体制も含めまして、今後十分に改めていきたいと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

町長、それじゃあ、また、町民の方や私の支持者がみんな納得いきませんよ。今見ておられる方、納得する方おられると思いますか。私には、選挙事務所か後援関係事務所に集まって、情報公開資料をみんなで回し読みしたとしか思えません。皆さんもそう感じます。場所が分からないのは確かです。

6月議会において、今回の公文書公開資料の中の気になる部分が私の方にも届いているとの回答がありました。なぜ、請求者の気になる部分が宮脇町長に届くのか。誰が宮脇町長に届けたのかをお示しください。個人的な関係のある公文書公開請求者が負担すべき手数料834,360円を正当な理由もなく独断で、78,390円に減額し、町民に大きな損失を

与えたことは、到底理解できるものではありません。「宮脇町長が減額したのは、選挙応援の絡みがあるのではないか」と発言している町民の方々も多くおられます。この問題をうやむやにすることは恩厚な上島町民でも良しとしてはいません。合併前の旧村長のような閉ざされた行政運営ではなく、開かれた上島町に導いていくのが町長の役割だと考えますが、この問題に対し今後どのような対応をするのか再度お伺いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

83万なにがしは、確定した額ではないという認識をしておりますので、最終的に請求者が取り下げをして、その後で確定した額、それが請求額だと認識しております。ええー、先ほど来、83万なにがしが先行しておりますが、それは双方が全然認識の違うまま行った状態であります。それを払拭しない限り、これは生まれません。町と町民がどういう位置関係で、信頼関係を築いていくかという、その原点をなくしてはこういった法律に基づいた作業は到底できないと考えております。

なお、使用料については、こういった督促状とか、そういったものは馴染まないのではないかとということも考えております。ええー、ちなみに水道代とか、他の諸々のことも考えましても、こういうふうな督促状の出し方というのはいり得ないのではないかと考えております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 最後にします。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

えーとですね、私が言いたいのはですね。83万云々の金額じゃないんですよ。職員が残業してまで、それをコピーして探し出してコピーした、その代金は誰が補償するんですか。私はそれを含めて言ようわけですよ。で、住民と町との信頼関係、これで持たれると思いますか。まあ、良くその点を考えて、今後の対応に当たっていただきたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、コピーの話ですが、じゃあ、「誰がその指示を出したか」ということになります。何でこれをやきなさいと「これとこれとやきなさい」、その前の段階で何で確認ができなかったんですか。おかしいでしょう。(前田議員「あんたが言よんがおかしいわい」) いや、おかしいと思います、私は。その部分が一番おかしいからこうなつたと、私は確信しています。ですから、こういう処理をしました。以上です。

(前田議員「もう、いいです、いいです」)

○(濱田 高嘉 議長) はい、次、行きます。

○(9番・前田 省二 議員)

ほいじゃ、2問目、ええー、「公共交通への取り組みについて」お伺いします。

上島町にとって重要な案件である公共交通について、宮脇町長は昨年12月議会で「年の

初めに審議する会を立ち上げる」と発言されました。3月の行政報告においても、「懸案の交通体系については、岩城橋開通を見越した継続的な議論となりますので、各層の代表を選んで3月末を目途に立ち上げたい」との回答でした。

しかし、やっと第1回目が開催されたのは先月の28日です。宮脇町長は公約であるこの交通体系や公共交通について、「各層の代表と協議を行う」と発言しているように、住民地区代表からの地区の事情や地域の意見を聞くなど事前協議を行い、その意見を反映させることが重要である事は言うまでもありません。

以前の交通体系検討協議会においては、議会側から「民間の公募委員が必要」との意見が出たため、広く公募をかけて4名の公募委員に就任していただいておりますが、今回はどうなっていますか。また、「各層の代表と協議を行う」との宮脇町長の発言でしたが、どのような基準で誰が委員を選出し決定されたのでしょうか。宮脇町長の決定と聞いておりますが、事実ですか。

さらに、今回の交通体系検討協議会では、「町長は、この委員の中に入らない方が良い」との議会側からの意見を実施した経緯がありますが、今回はどうなっているのでしょうか。公共交通などの町の将来を左右する重要な案件については、町民が見えないところで一部の人たちと変更計画を進めるのではなく、住民地区の代表の意見を聞くこと、また議員全員協議会等での事前協議を行うべきですが、いかがお考えですか。

中学生のバス通学においても、学校側との事前協議もないまま、教育長と町長の独断で今までの規則を変更したと聞いていますが事実でしょうか。事実であれば、統一性の取れない通学方法になっているのではないかと憂慮します。なぜ、学校側と協議を行わないのか、子供たちに不公平な対応になっていないのかお答えください。

また、本年3月定例議会において、同僚議員からの交通体系への取り組みへの一般質問に対して、宮脇町長の回答は「生名公営渡船は、上島町が本道とつながる町道だという認識に立つべきであり、町が責任を持って管理していく」という考えでした。

それでは、町内の長江航路、小漕航路、今治航路、上弓削航路、魚島航路は「何」と捉えているのでしょうか。これらの航路は「本道」とつながっていないのでしょうか。離島である町内の歴史ある航路は、生名航路と同じ島民の命の道であり、上島町が公平に維持・支援すべき国道と捉える航路です。特別に、生名航路だけ「町道」と捉えるのは上島町民にとっても不公平であり、理解が得られません。

例えば、財源があるから、75歳以上の乗船運賃無料化は生名航路のみではなく、上島町すべての航路を対象とした、公平な行政サービスを提供すべきです。また、公に財政支援を約束されている自治体航路の無料化事業により、他の民間航路の経営を圧迫し経営が成り立たなくすることも本末転倒です。

生名公営渡船は、「新たな船を建造する必要性などから、現在も赤字状況」であるとも言えます。さらなる資金積立と経費節約を図らなくてはなりません。新しい船を建造するときに必要な、何億もの不足額は誰が負担するのかお示してください。

さらに、「生名航路は、岩城橋が架かるともっと利用客が増える。経営状態が好転する」という宮脇町長からの回答がありました。もちろん、岩城島からの利用者は増えます。しか

し、今後、島内全ての航路の町民利用客の総計需要は同じか減少し、生名航路の利用客が増えれば、他の航路の収入が大幅に少なくなることは明白です。特に、現在の岩城の航路利用客は減少し、経営が成り立たなくなります。その航路補償や従事者の雇用の確保が岩城橋開通には伴ってきます。車を運転できない交通弱者にとっても、新たな交通手段や経費がかかる対応が必要です。

さらに、宮脇町長の「岩城橋が架かったら生名航路の収入が増えるので、人件費の高い役場職員が直営しても大丈夫」という感覚に問題があると思います。あの優良企業であるトヨタにおいても、「改善」を常に追求しているように、上島町役場もいかにしたら経費を低く抑えられるかを業務の目標に置くべきです。そのためには、国や県が重視しているように、上島町も民間委託や民間経営を維持し進展すべきです。大きな政府より小さな政府、大きな自治体よりも小さく効率的な自治体を目指すべきです。

本年の3月定例議会において、同僚議員は、生名航路運営について、民間委託の方が上島町直営より経費が掛からないということを、公的な資料、担当課に問い合わせた結果として示しました。

それに対して宮脇町長から「議員の示された数字は、どのような構成から算出されたか、ちょっと私の方では把握していない」との回答でした。

それでは、3月定例議会の時点で宮脇町長は担当課とどのような事前協議を行ったのでしょうか。新たに設置した公共交通課とは十分な協議をしているのですか。旧組織の担当課からは積算根拠の報告はあったと聞いています。また、宮脇町長は「役場の職員がやっているからコストが高くつく。こういう発想を私は取りたくない」との発言がありました。

しかし、この公的な場においては抽象論や理想論、あるいは、宮脇町長の個人的願望ではなく、具体的な比較数字を客観的に町民へ示すべきです。現実に担当課の試算でも、民間委託の方が大幅に安くつき、町民の負担が軽くなることは数字で示されています。

先の3月定例議会において、宮脇町長から「75歳以上の無料化について、職員との協議において、整合性や予算措置を考えなくてはいけない事が分かった」。福祉バスについても「月当りのその運用料金、運用経費が予想以上に大きかった」との回答がありました。

しかし、それは誰しもが事前に分かっていることです。経費節約やサービス向上のための民間委託が進んでいる現在、時代に逆行する役場直営を強行し公務員の数を増やすことは、公務員が多数を占めるヨーロッパの国で財政危機が起こり大混乱に陥ったように、上島町の財政は不健全となり破綻に向かいます。

以上の問題についても、その回答と、また、公務員を増やすことの明確な理由と、財政への影響について具体的な数字でお示し下さい。以上です。

○(濱田 高嘉 議長)

前田議員、2問目の質問が終わりましたので、ここで10分間休憩に入ります。回答は休憩後お願いします。ええー、55分まで休憩いたします。

(休 憩 ： 10時45分 ～ 10時55分)

○(濱田 高嘉 議長)

ええー、会議を再開いたします。前田議員の2問目の質問に答弁をお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

2問目の質問にお答えいたします。

ええー、まず、交通ネットワーク協議会の関係であります、6月の全員協議会で要綱を提示させていただきました。その要綱に基づいた委員の人選等を行っております。ええー、各地区からそれぞれ委員を選ばさしていただいております。

今回の人選にあたっては、今までの会員の人数が多すぎた部分とか、あて職の部分が相当あったのではないかと考えておりましたので、率直な意見、生活者の意見、弱者の意見を代弁できる方、そういう方を中心と言いますか、念頭に選ばさしていただきました。ええー、これは皆さん、「公募」が良いという話は常にあるんですけど、そういう中で公募を行いますと、ややもすると声の大きい方だけが集まりやすいという逆の意味での弊害もございます。その辺ですね、本当のところと言いますか、本音のところ、そういったお話を十分に聞けるような、そういう方を中心を選ばさしていただきました。ええー、独断という文言とは、述べられていますが、これは、ちょっとあの一、相手の方に対して失礼ではないかと思うところがあります。私は私なりに、こういった交通体系に対して真剣に考えておられる方、普段からそういった見識をお持ちの方という認識で選ばさしていただいております。まあ、そういった独断とか偏見とかという言葉は、この際ご遠慮願えたらと思っております。

「町長が参加しない」というお話であります、これについてもですね、今回は、私は、会長という立場であります、これはあくまでも会の運営を進めるというだけの話でございます。ええー、私の方からは、町のいろいろな問題点・現実をですね、できるだけつぶさに提案して、その中からいろんな考えを導き出していきたいという、そういう事も最初にきちんとお話ししております。

ええー、先日、第1回目の委嘱をする会を開かしていただいたときに、その旨、文章でもお願いしております。そういった意味でですね、私が会務をさせていただくことはありますが、私が「こうです、ああです」という、そういう話を決定するという、そういうところではもちろんございませんので、その辺はお間違いないようお願いしたいと思います。

で、「重要な案件について」ですね、という話なんです、ええー、これは当然これから先ですね、岩城橋が開通されるまで、様々な変化がリアルタイムでどんどん起きてきます。そのことに対して、逆に行政としてもリアルタイムで対策を練らないといけない、対応していかなければならない、そういう現実が差し迫っております。そういった中で、今回は、まあ7人という、まあ、私入れて8人ですかねえ、そういう少人数の編成の中で意見をどんどん述べていただいて、その中で、今の段階では、この方法が良いんじゃないかとそういった議論をさせていただきたいと思っております。

それから、こういう議論の中身ですね、これは当然公開させていただくつもりですし、そ

れから、こういった議論の動き、これは全てまた皆さんの方にですね、文書としてと言いますか、内容を報告さしていただく予定であります。ですから、こちらが勝手にどんどん進めるといったことはございませんので、よろしくお願いします。

それから次にですね、「生名中学生の通学バス」についてでございますが、先ほどのご指摘の中にその一「父兄等に説明がなかった」とかというお話で、教育長と町長が独断で決めたということは、そういった事実はありません。ちゃんと説明に上がっております。ええ一、それは何かの間違いではないかと思いますので訂正していただけたらと思います。

次に、航路関係のご質問で、「長江、小漕、芸予、上弓削、魚島等の各航路を「何」と考えているのか」というお話なんです、これはあの一、私が生名航路は、国道に準ずるといいうメインの航路になるということは間違いのないということで、ここは本当に何としても早急に対応を練らなければならない。そういうことを申し上げただけで、もちろん他の航路も我々にとっては大切な航路であることは間違いはありません。で、それを例えば、長江航路をどうするこうするという、私がそれを決めるわけではございませんので、勘違いのないようにしていただきたいと思います。これは、今後、県と航路業者さんの間で決めていただくことであって、私どもはその航路業者さんが、自分たちが残りたいと言ったときにどうするか。そのことに対して、適切な対応を取らざるを得ない。支援体制になるかどうかはわかりません。それは間違いのないようにしていただきたいと思います。

それから、お話の中にあったようですが、生名だけを補助するとか、そういう話では毛頭ございません。現に、魚島もちゃんと補助しております。ただ、ここで皆さんに一言考え直していただきたい点がございます。それは、各島ごとに交通事情が全く異なるという事です。これは、先日ネットワーク協議会の方でも確認さしていただきましたけど、本当に島ごとに交通事情、で、その対応策、本当にいろんなパターンがございます。それに対してどう対応していくかという事は、これは平等にという言葉では括ることはできないと考えています。できるだけ公平にというのはあると思います。それを私たちは、目指さざるを得ない。

(寺下議員「その通りよ」の声) はい、そう思っております。

で、「75歳以上乗船運賃無料化」についてですが、6月議会のときも予算委員会で、「この無料化は第一段階で、次、他の航路についてもですね、こういったことは続けて行きたい」ということは申し上げたとおりでございます。

ただ、この75歳以上、生名の場合については、元々、料金を上げるときに、ここに「黒字になったら戻す」という、それを、約束を実行しただけです。そのことはお間違いのないようにお願いします。

次にですね、「生名船舶関係」のご質問ですが、「新造船の負担」については、当然ですね、ええ一、辺地債、過疎債の町にとって有利な起債の借り入れ等ですね、償還については、また積み立てを行って生名船舶基金により償還していく計画でございます。

それから、「3月議会の一般質問で議員さんの示された数字についてですね、私が言われたこと、述べたことに対してのご指摘」なんです、私自身はこういった一つの数字だけで経営判断は、到底できるものではないと考えておりますので、そこのところ、お間違いのないようにお願いします。ただ、今の委託形式は、一番シンプルな部分で明らかにこれをやれば

採算がとれるという、そういう恰好で委託していることは明白であります。で、この、じゃあ、儲かるところだけ民間で委託して良いのかと。そのことはもう一度考え直す時期に来ていると思っております。生名船舶全体で考えないといけないと。それから、上島町の交通体系全体で考えないといけないと。今、そういう時期に来ていると思っております。そのために、全てをトータルで考えて運営して行くのが、上島町のスタンスじゃないかと思っております。

それから、ええー、「役場直営にして公務員を増やすことの明確な理由とか、具体的な数字」ということを言われておりますが、公務員を増やしたいから増やすのではなくて、船員が必要なところには船員を、作業員が必要なところには作業員を、そういったことで、今、足りない、不足している人員を必要なだけ補充するだけです。もちろん、今の上島町に本当にそんな余裕なんかありません。それは、前回の定例議会でも説明さしていただいたとおり財政的には本当に厳しい状況がずっと続いております。その中でですね、必要最小限の人員配置は、これは住民サービスを保持するためには、必要不可欠にならざるを得ない、そのように考えております。

そういったことですね、全体としまして、あの一、財政といろいろな数字がございますので、一つだけの数字で示してどうこうという事は今の段階では到底できないと考えております。この後の質問にもございますが、財政状況においてもですね、一つの資質だけでどうこうという事は到底判断等はできませんので、ええー、その辺を含めましてですね、生名船舶についても、他の交通体系についてもですね、トータルの中でどういう位置、認識をしてですね、それを位置づけて皆さんにとって、これはこういう役割を果たしているんだという明確なことをちゃんと洗い出して、それでそのためには、それだけ投資する必要があるんじゃないかと、そこを明確にしていきたいと思っております。以上です。

(宮脇町長、降壇)

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

えーとですね、公共交通審議会の件なんですけど、まあ、町長は少人数でやる方が意見が良く出るというふうに言われておりますけども、私はその反対もあり得るんじゃないかと、そして、今の名簿を見ましても、その人が悪いというわけじゃないんですけども、こういう方々で本当に真剣に話し合いができるのかな、という不安を感じております。バスの件ですが、私は生名の事言っておりません。佐島の問題、佐島中学校の生徒、当日、たった、たった乗り込んで来て運転手も無料化になったという事が分からないと。だから、私が独断で決めたんじゃないですかと、言ったわけです。

そしてあの一、生名渡船の、あのまあ、佐島のそれをただにするとね、距離的にいうたら久司浦や沢津や大谷の方が遠いんですよ、不公平でしょう。学校教育において、そういう不公平を与えて良いんですか教育長。それと生名渡船ですけど、75歳以上の無料化、町長、地元の岩城の人から苦情が出ておりますよ、その点は良くお考えください。

それで、まああの一、生名渡船に関わる問題ですけども、一人当たりの人件費が公務員の場合、民間より割高になることはご承知のとおりです。若い職員を雇えば一時的に安くなる

可能性もあるが、公務員は身分を保証されているため、生涯所得は民間よりはるかに多いと思います。そこで、生名公営渡船の上島町直営と民間委託の経費比較をしたらどうなんでしょう。平成23年の民間委託時において、経費比較を実施し、昨年12月の町長発言により、担当課において現在精算され資料もあるはずですので、回送店業務と運航業務の具体的な比較を教えてください。

それと、先ほども言いましたように教育長は就任後ですね、まだいろいろと問題があると思います。教育関係以外の行政各担当課に直接出向き、教育とは関係ない行政分野について指示や協議を行っているという事を聞いております。最近はずがに控え気味ですが、それでも教育に専念することなく、なぜ行政に、行政運営に関与しているのか本当のところをお聞かせください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええとですねえ、先ほどの中でですねえ、まず生名の件ですが、ええー、これは公務員が、人件費として高くなるというお話ですが、私は必ずしもそうではないと思っております。ただ、見かけの分は、確かにそういった身分保障とかそういったことであるかも知りませんが、これはあくまでも安全な運航を担保するための船員さんの確保でございますので、その分についてですね、じゃあ、ブラック企業みたいところはそれで良いのかという、そういう話と比較していただきたいと思います。

ええー、実際に、今の弓削汽船さんの場合だと委託している単価については、高級船員で3万何がしである船長さんの単価と、それから甲板員ですかねえ、1日当たり2万円何がしだと思うんですが、そういった単価で計算されておると思います。その中で、じゃあ公務員がどうなのかという話をさしていただくなれば、決して、そんなに高い金額ではないと認識しております。

それから、先ほど言われました、直営にしたらどうなるのかという試算ではありますが、それはですね、実際問題の話として、今、弓削汽船さんに5,000万円弱で週2日の年間という事で、委託さしていただいておりますが、それが直営の方に組み込んだらどうなるのかと、そういう計算は確かにしております。ただ、これも長期的に考えるとどうなるのかという話とかですね。そういった諸々のどこをどういうふうに勘案するかという、これはあくまでも試算です。ええー、こういったところは、本当に難しいところがいっぱいあります、要素として、そのことをどう考えるかによって相当変わってくると認識しております。

ちなみに、平成28年度の決算額の用船料の委託料は、4,803万1,000円ということでやらしていただいておりますが、その時の試算で行くとですね、直営の場合だと、委託した場合は、2億1,071万2,000円。直営の場合で行きますと、2億2,739万7,000円という数字を私の手元にはいただいております。ただ、これについては、2隻分の定期検査、中間検査、先ほど申しましたような、船の単価ですね、お金、費用、これを組み込むことによって当然上がってきます。それは、前に、立石を保有したときに、あれを売却するという話が出たときに、皆さんはご承知だと思います。こういった資産の方法

によってどんどん変わってしまうと。これが現実です。そのときに、町民として何を求めるかという事になります。例えば、代船をどうするかとか、そういったことも含めてですね、これはこれからどんどん協議さしていただきたいと思います。

それから、ええー、先ほどのあの一、「ネットワーク協議会の委員の人選について」ですが、今のこの人選の方は、あくまでも総論を論じていただくと。それから、航路業者さん、バス等ですね、実際に運行されている方々、それぞれ専門部会で協議をしていただく場を設けるという事は、先の協議会なり定例会のときにも説明さしていただいたとおりであります。ですから、そういった恰好はどんどんこれからもやります。リアルタイムでやるためにはそういった方々のご意見も聞かないと当然対応はできないと考えておりますので、その辺のところはお含みおきいただきたいと思います。

それから、佐島のバスの件については、地元で説明会は開かせていただいております。了承を得ました。公民館、栗手集会所でちゃんと説明をさしていただいて、「こうこうで変えてよろしいですか」という、そういう説明会は開いております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あの一、中学生の場合で、そりゃ佐島で説明会をして了承を得ていると言いますが、ほんなら他の地区の中学生はどういう対応をするんですか。不公平じゃないですか。私が言いたいのそこなんです。ね、「ただにするんだったら皆ただにする」これを言っているわけなんです。説明会をしたか、してないかなどは聞いておりません。それで、町長の説明によると、まああの一、「いろいろな考え方で決定していく」ということですが、まあ、私は住民から言われたことを素直に聞いてみよるわけですので、まあ、これでまあ2問目は終わります。

ほじゃ3問目に行きます。

ええー、「上島町の財政について」、現状の政策では将来に大きな不安があると思います。6月議会に引き続きお伺いします。

6月議会において、「生名航路の75歳以上の無料化」、「町営バスの無料化」、「ゴミ袋の値下げ」、「尾道への無料バス新設」などについて質問させていただきました。

その中の「ゴミ袋の値下げ」についての質問に宮脇町長は、「町民の方に30円で売っているものが、ゴミ袋の原価が12円である。本来、それは地方自治体としてやるべき姿ではないと思います。それは、地方自治体が儲けてはならないのですね」と回答されました。

しかし、情報の少ない一般の世間話ならともかく、公の場でのこの回答は、ゴミ袋料金の本質が間違っているのです、この場で訂正すべきだと考えますが、宮脇町長の見解をお示しく下さい。

ゴミ袋料金については、上島町の合併時において料金を統一する必要性から、町民に対しても説明を行い、議場においても十分何度も議論された経緯があります。もちろん、ゴミ袋料金においても「受益者負担」が原則であり、ゴミ袋の原価にゴミ焼却に関わる電気代や燃料費の一部を町民に負担していただくこと、ゴミを減量化することなどを目的に料金を設定

し、議会でも承認議決を行なった案件です。

今回の料金値下げで、販売指定商店等の手数料収入が少なくなることの他に、上島町の財源（収入）ですが、1年間だけで約350万円ぐらいは減少します。

昨年1年間だけでも、ごみ焼却等で施設を動かすための電気代などの光熱水費と燃料費のみで、1,000万円以上掛かっています。受益者負担の原則により、その一部をごみ袋料金として町民に負担していただいているのは、上島町だけではありません。また、30円という料金は他の県内自治体と比較しても安い方です。上島町も他の自治体にならって、特殊なごみ袋製作原価にプラスした金額で条例化しており、その収入は上島町の一般会計に直接入っています。例えば、水道料金においても、広島県から受水費原価と同じ使用料を町民からいただいているのではなく、消耗品や電気代などの需要経費を加えた料金で設定しています。宮脇町長の「上島町は儲けている」との見解を無理に押し通すのならば、上島町の水道料金も値下げしなければなりません。他の使用料等も同様です。

上島町は財源の乏しい自治体です。役場に全額支払わせるのではなく、受益者負担の原則はもちろん、町民が負担を一部担うことで次の世代に引き継いでいかななくてはならないと考えます。

「先憂後楽」という先人の知恵が示すように、現状の上島町の政策である「今が良ければ良い」という考え方では、合併前のある村が陥ったように、財政破綻に進んでいきます。

そこで、前任者時代の中長期財政計画ではなく、「基金を増やしていく」と公約した、今後の、宮脇町長の財政計画はどのようになっているかも併せて、具体的な数字でお示ください。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

はい、3番目のご質問にお答えします。

ええー、「上島町の財政について」のご質問ですが、このご質問の中に現状の政策で「今が良ければ良いという考え方」ということで発言されましたが、このような考えで、町政を任せてもらっておるわけでは決してないということをまず発言させていただきます。

町では、厳しい財政状況にあたり、限られた財源の重点配分を行うために、中長期、具体的には10年間の歳入・歳出の動向に関する財政計画を策定し、町の行財政を健全かつ計画的に運営するよう毎年更新しております。これは、議員の皆さまもご承知だと思います。

具体的な数字ですが、まず歳入については、町税では造船不況や固定資産税の評価替え、地方交付税では合併算定替えによる縮減、国勢調査の人口減による減額などを見込み、平成27年度決算で歳入総額67億円が、平成38年度見込みでは47億円にまで落ち込むと推計しております。本当に、これは危機的な状況かと思えます。

次に歳出については、経常的経費、特に、物件費については対前年度比マイナス5%でローリングしていくなど合理化に努めております。

大型建設事業については、将来実施する可能性のあるものを計画に入れており、平成27

年度決算 6 5 億円が、平成 3 8 年度には 4 6 億円になると推計しております。

財政指数については、まず、経常収支比率ですが、これは低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示す数値で、上島町のような小規模団体で通常一般的とされる 90%に近い数値で推移する見込みですが、弾力的に乏しいという厳しい財政状況に変わりはありません。

また、団体の財政健全化の指標の一つである実質公債費比率についてですが、これは 18%を超えると起債するにあたって、国・県の許可が必要となる指数です。

上島町の場合、中長期的には 18%以内にはなんとか収まっておりますが、この制度が始まった当初の数値は 10%以下であったものが、平成 3 4 年度の見込みでは単年度で 16.3%にまで上昇するなど、将来的に厳しくなるものと予測しております。

基金については、平成 2 9 年度から地域振興基金（毎年 1 億円を 3 年間）の積み立てであります。町税や交付税の減を見込んだことにより、このまま大型事業を計画どおり進めていくと、1 0 年後には現在の 4 分の 1 程度に落ち込むと推計されました。

以上、今後の財政見通しですが、これについては、職員にも概数を示しており、歳入に当たっては、国・県の経済対策等情報収集に努め、事業を実施するに当たっては、交付金・補助金等を効果的に活用すること、歳出における大型建設事業については、事業の見直し・凍結・廃止等を検討すること、その他一般的な事務事業についても、今一度、評価・見直しを行って、可能な限り節減に努めること。以上を指示しております。

「財政について」は以上であります。ごみ袋の見解については、前回の議会のお示ししたとおり、これは当初料金設定の段階で 3 0 円にしたというのは、ごみを減量させるという意味合いも相当強かったということは聞いております。そんな中で先ほど来ありますが、受益者負担という言葉はじゃあどこまでが認められるのかという、それは何でもかんでもじゃ、「受益者負担だから出しなさい」という話にはならないと思います。水道料金にしろ、他の様々な料金になります。ちなみに生名公営渡船の料金は、本当に皆さんが生活の足として使うからできるだけ低く設定しております。これは他の航路と比べていただければ一目瞭然だと思います。これも何とか採算が合えば、受益者負担、原則、それに則った良い形での必要最低限の受益者負担、そういう形かと認識しております。それは、今後とも続けていきたいと考えております。

それから、先ほどごみ袋の中でありましたが、取扱い業者の手数料は変わっておりません。それは訂正願います。以上で答弁を終わります。

（宮脇町長、降壇）

○(9番・前田 省二 議員)（挙手）

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あの一、私は財政のことに関して、生名渡船、ごみ袋、これ渡船が年間約 8 0 0 万円入ると入らないのとで 1, 6 0 0 万円、ごみ袋年間約 3 5 0 万円減額になるように数字です。それがプラスアルファ 7 0 0 万円、「財政が厳しい、厳しい」いう中でですね、町長が言う言葉とやることがちょっと違うんじゃないかなという感じが受けております。まあ、町民

の方がそれで納得されれば良いんですが、まあ言われたから、あの一、今日出してきましたが、あと最後ですが、教育長の意見が全然返って来ておりませんので、教育長の回答をもって終わらしていただきたいと思います。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

先ほどですね、あの、ごみ袋のお金を他の所に回すというそういう考え方は私は適當ではないと判断しております。必要な措置ですね、ランニングコストとしてごみ焼却場をどういうふうに回していくかというのは、これは町のスタンスであり、どういう施設をどういうふうコストダウンしながら整備していくかと、そういう話であろうかと思います。それで、ごみ袋を下げた一番大きな理由は、あの一、今、上島町民の中で年金生活者お年寄り、そういった本当に厳しい生活を強いられておる人が、多くなっていると。その方たちが、ここで安心して生活し易いための基本的な、経常的な生活費、これをどうキープして行くかと。その観点からそういった方たちが日常の生活費を上手くコントロールできる幅、そういうのがこういったごみ袋の価格とか、いろいろな他の交通費で生名の運賃であるとかそういったことにつながって行くんじゃないかと思っております。

それから、先ほど答弁の中にもらしておりました「教育長の動き方というか、指示命令がはみ出しているのではないか」というご意見でございますが、教育長は、今、一般部局の中に組み込まれております。それで、その中でですね、私の方から、私がなかなかあの一、外に出張ばっかしで出ることが多いもんですから、中の業務のことについてもですね、いろいろな情報収集とか、そういったこともお願いしているのは事実でございます。そのときに、ええ一、組織として、態勢としてですね、教育長が先ほど申しましたように、他の部局に向いて指示を出来るとかそういう話では決してございませんので、その辺についてはご本人も自戒しているところであります。いろいろなこれからの行政としての一体化、それから共通認識のあり方、問題意識等ですね、いろんな問題を抱えておりますが、そういったことに対する共通認識を持ちながら、横の連携ですね、各課の枠を超えた横の連携がこれから益々必要になって来ると認識しておりますので、こういった行政の縦割りをどんどん直しながらですね、みんなで町職員一体になって取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○(9番・前田 省二 議員) (挙手) 最後です。

○(濱田 高嘉 議長) はい、前田議員。

○(9番・前田 省二 議員)

あの一、町長、それは隣に副町長がおってそれは失礼ですよ。副町長、寝よんでしょうか。ええ、それこそ副町長に(笑い) 悪いですよ。私はどういうんですか、教育長、今までに教育に携わってきた方だったら何も言いません。携わったことがない方がですよ、(池本興治議員「余計じゃ、それ」) 先にやっぱり教育の方に力を入れるべきじゃないかと、いうふうな考えを持って言わしていただきました。以上です。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一、副町長にはそれ以上の働きがいっぱいしてもらっていますので、誤解のないようお願いします。本当にいろんな案件、いっぱいありますし、本当に副町長先頭にやっているとというのが現実なものですから、そこのところはお間違いないようにお願いします。

○(9番・前田 省二 議員)

はい、以上で終わります。

(前田議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで前田議員の質問を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

ええ一、続きまして、寺下議員の質問を許します。

(寺下議員、登壇)

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええ一、議長の方からただ今一般質問の許しを得ることができましたので、議席番号6番・寺下満憲です。

それでは先ず最初に、「旧特別老人ホーム海光園を放置状態にするな」ということで質問をしていきたいと思いますが、私は、いつも住民と日本共産党の立場に立って質問をしていますので、その点よろしく願いをいたします。

ええ一、平成23年度に新しく海光園が現在地に開設されました。平成24年度から平成25年度にかけては、旧海光園施設を解体事業として、4,620万円が予算計上され、跡地を利用して行くことが検討され、メガソーラーシステムを町有地の貸付事業といたしまして計画されましたが、理事者の説明不十分な点などがあり、この問題においては、頓挫をしまいいりました。その後、公募による利用者募集をいたしましたが、利用をしたいという希望者がいませんでした。

そして、平成27年度6月定例議会においても、議員の方から生名地区の中間ごみ処理施設が多目的グラウンドに新設することで、閉鎖されるにあたって、この旧海光園を、ええ一、中間処理施設として活用してはどうかという意見が出されましたが、しかしながら、当時の理事者は廃棄物処理施設となりますと、周辺の住民や環境などを考慮いたしますと、地域の感情に配慮しながら取り組まないといけないというようなことで実現はできませんでした。

ええ一、そこで理事者は、この旧海光園について、6年間いわゆる「立つ鳥、跡を濁さず」ではありますが、後をそのままにし、6年間放置して、今日の現状に至っていますが、今後の計画等々がありましたら答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

寺下議員のご質問にお答えします。

ええー、旧海光園については、平成24年度から解体撤去事業、貸付事業と計画しましたが、いずれも頓挫しました。そして、平成25年度12月全員協議会において、「今後、適切な財源確保の目途が立った段階で予算計上のうえ、解体を行うこととする」と説明させていただき、現在に至っております。

その後、本年度8月上旬に1団体より、「旧海光園を有効利用したい」との申し入れがありました。ええー、皆さんご存知のとおりですね、旧海光園は、昭和49年度（一部平成4年度増築）ではありますが、供用開始から40年以上経過しておりまして、施設の老朽化が進んでおります。現地確認の結果、雨漏り、一部天井崩落、漏電、給排水設備不備がございます。そういった中ですね、町としては、改修及び修繕を実施する財源がありませんので、利用者自らがですね、必要な改修、修繕を実施していただければ、現状の状態で貸し付けを行う方向で協議を進めたいと考えております。

また、厚生労働省所管の国庫補助金を受けて建設されているため、貸し付けによる財産処分の承認が必要となりますので、併せて事務手続きを進めてまいりたいと考えております。以上です。

（宮脇町長、降壇）

○(6番・寺下 満憲 議員)（挙手）はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ただ今、町長から答弁をいただいたのは、今後、いわゆる「行政財産から普通財産へと切り替えて」というお話ですね。

では、私が一般質問を提出してから現場へ担当課は、どなたが担当課かは知りませんが、「行かれましたか。町長いかれましたか」（町長「私は中まで入っていないです」）私、これから質問をしようと思っているのは、外から見た事しか、私自身も中に入れないのでね、現状を聞きたいと思うんですけども、外は確認しましたね。（町長「外側だけは私は見えますけども」）現在の担当課は、海光園が担当をしていますか。（町長「担当課は…」）

○(荒井 健 管財課長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

はい、確かに行政財産ではありますが、財産管理を受けて管財課の方で管理をしております。

○(6番・寺下 満憲 議員)（挙手）

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

それではあの一、いつから管財課が管理を行うようになったのかは、知る由もないんですが、では、管財課の方は現場を見て現状どのように感じましたか。私は外部から見るとつけて、この海光園、いわゆるまだ施設名もそのまま「海光園」と銘板がされとんですね。そして、あの地域、海光園があった時代は、施設の灯りがもれていたから周囲は明るかったんですね。この海光園を閉鎖してからは、その灯りがいから、あそこの周辺はもう真っ暗なん

ですね。

ええー、それからあの一、いわゆる手を付けていないいう事で、桜の木があり、海光園入所した人の記念樹があったり、庭の樹木がきれいに整理、剪定されながら作り上げられたんですね。それが今そのまま放置されてもう枝が伸び放題、いわゆる、やりっぱなし状態ですね。今、町では民間の住宅は空き家対策です、何です、といって空き家調査しようるけど、では、公共の施設がこのような状態で放置されている状態が良いのかどうか。そしてあの一、海光園敷地プラス、ええー、周りには雑種地があり、最終処分地もありますので、そこらを含めて、今後の跡地利用はどのように考えているのか、その点についてのご答弁をお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、先ほどですね、池本光章議員の質問の中にも同様の質問があったかと思いますが、実際問題、こういった老朽化した施設、それからまああの一、本当に申し訳ないんですが、放置状態という話になろうかと思うんですが、これはもう本当に空き家を放置するのを管理する立場でありながら、町がまあ、こういったことをやってはいけないというのは認識しております。

こういった中にですね、ただあの一、「老朽化した施設をこれからどういうふうにして行くのか」という大きな問題になろうかと思えます。ええー、まあ学校でありますとか、公民館でありますとか、そういったところが、これから使われなくなった場合の、まあ耐震等の不備で撤去しなければいけない場合、そういったものも出てきますし、そういったことも含めまして、岩城橋開通後のその流れとか、そういったものを勘案しながら整理統合していかなければならないということは認識しております。

そのためにじゃあどういうふうな作業をするべきかということで、これから直ぐにですね、公共施設の考え方を入れまして、こういった老朽化した施設と新しく造らなければいけない施設、この辺の有効利用の仕方とか、活用の仕方、そういったものも含めてですね、トータルで考えて行く必要があるという認識でですね、対応していきたいと思っております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、あの一、公共施設や等々になってくると、やはり新築したり改築して、いらなくなったら、その時点で解体して行かないとね、それはもう常にお荷物になるし、ええー、新築と併せて次の新しい新規事業に取り組む解体予算を取って行くとかね、そういう循環を作っていないと、ええー、これからたくさん、いわゆる先ほど言った公共施設にしても、見直しして行く中でたくさん老朽化した施設が誕生してくるのでね。そこらはきちっと長期展望、長期計画に立たないといけないと思うし、では、この海光園の木や土地をどういうふう

あの一、私が一般質問したので、解体はできんでも周りの草木は、何とかいう事で、岩城の旧保育所の桜の木を根こそぎ切ったり、公民館の生名公民館の跡地の桜の木を切ったり、そういうことは考えて欲しい。一般質問されたから、住民が言うたからというて、いわゆる記念樹であったり、思い出のものであったり、そういうものをしっかりと吟味しないと。あの一、とかく、「桜の木なんて毛虫が寄ってくるから要らない」言うけれども、じゃあ、岩城島が桜で名を馳せとんならば、やはり他所から来た人が、その島の各所各所に桜の木があって積善山があるんだいう、そういう捉え方になって来ないと、あの一、私はもう岩城の旧保育所の桜の木を根こそぎ切ったこと驚いたし、今度は駐車場、旧公民館の跡地に駐車場造れば桜の木が無くなっとなですね。公民館のロータリーも何とか残して欲しい。公民館を造ったときの当時の人たちの銘を刻んだ石があったり、ロータリーで花壇造りしとったのを、ちゃんと残して欲しいと言ったけれども、どこに行ったのか。

そういう問題をしっかりと考えて行かないと、ええー、歴史を引き継いで継承して行こうという話もあったけど、そこらをつつひとつ捉えて行ってほしいと思うんですが、町長は今後、今日質問しております、旧海光園跡地を今すぐ将来については答弁することはできないけれども、私の質問した方向付けがして行けるのかどうか、その点についてご答弁をお願いします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

確かに仰るとおりであります、その一、公共施設を新たに建設する場合の、その、基本的なスタンスと言いますか、それでスクラップアンドビルドというそういう考え方が絶対に必要になってくるんじゃないかと思えます。そのときにどういう形状で、どういうふうにするのかというのは常に検討されてしかるべきですが、特に、関係者のその調整ですね、上島町はその、景観条例とか、美しい村100選とかそういったことを謳いながら、ええー、そういう所業に至るという事は、やっぱり深く反省すべき点だと考えております。

この、これからあとですね、そういったことのないように、なお且つ維持管理等も含めまして、こういったあの一、町全体がそういうことに耐え得るような、皆さんが誇りを持てるような、生きてきた歴史をはっきりこう自分たちが認識できるような、そういうふうな維持管理整理等をですね、進めてまいりたいと思えます。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、休憩時間まであまり時間がないようなので、まああの一、2問目に移るわけですが、先ほど同僚の議員から質問が出されておりました。私も同じく「公文書公開に基づくコピー代金の、この決算処理がどのようになってくるのか、どのように取り扱っていったのか」このことについて、質問をしてまいりたいと思えますが、あの一、できるだけ先ほどのように、お互いに町長と議員が感情論的に大きな声を荒げんように私も気を使いながら質問をしていきたいと思えますので、その点はよろしくお願いいたします。

ええー、公文書の公開請求問題から1年が来たわけでありますが、いわゆる最終の段階を迎えて今議会において、決算認定の議会と、鍵となってまいります、町長は「最初から最前の行き違いの確認の下に処理した」と、「事務処理をした」と言われておりますが、では、当初からの事務処理においての手続き上の、どのようなことが起きていたのか。先の議会において、いわゆる公開文書の請求等決定通知書は要求して議会の方に提出されたわけでありますが、これだけでは私共は、職員が坦々と事務仕事をしてきた。このことしか受け取ることができないんですね。

ええー、先ほど町長は、「請求者側からのいろいろな質問があったり、取り下げがあった」と言われておりますが、その件についての書類上のやりとりがどのように行われていったのか。このことについて、質問をしたいと思います。そして、どのように、それに基づいて、今議会においての決算処理をなされたのか、この点についての答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

(宮脇町長、登壇)

○(宮脇 馨 町長)

ええー、コピー代金の決算処理について、お答えします。

本町におけるコピー使用料は、通常、申請者に納入通知書を交付し、支払いをしていただいております。

今回の件では、先ほど来説明をしていただきました、双方の認識の行き違い、これを確認の下、該当する納入通知書を返還していただき、実際にお渡ししたコピーの使用料分について納付していただいたものを会計処理して、決算しております。

平成28年度、雑収入の中に含めて納入されております。えーと先ほどの説明の中でありましたようにですね、最終的な町の方からの回答とか、その一、ありました中で請求者の方から、「これはおかしんで、やり直してほしい」と。そういった申し出があって、それに基づいて、協議を行った結果、取り下げをして、その後、再度請求書等ですね、やり直しして発行して、納入していただいたと。そういう経緯になっております。

(宮脇町長、降壇)

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええー、それではあの一、いわゆる、この公文書公開決定通知書を請求者に出しましたよね。この時に既にもう834,360円、書類を提出するとなりますよという、この通知書を出しとんですね。では、請求者、この通知書を了解の下に公開文書のコピーをもらって、いわゆる最前から出てきておりますように、役場からそのダンボール10箱分か、何箱分か知りませんが、それを請求者は持ち帰ったんですね。先ほど何か写真で町長の選挙戦の事務所の看板の下所へ持ち込んだとかいうふうな話が出ていますけど、いわゆる当人たちはそれを持ち帰って、吟味して要るもの、要らないものに分けて、取り下げという事が、話が進んだんですね。私、議会の側にすると、この二つの文書で商談、商談というたらおかしいけ

ど、物事が成立しとんですね。10箱持って行ったときに、役場の執務室、いわゆる会計、副町長がしよったんですかね、当時。その時に総務課から納付書83万何がしが上がってきとるはずですねえ。それが行き違いがありました。すみません、頭下げて済む問題だと私は思っていないんですね。（前田議員「思わん、思わん」）そんなに簡単に行政の職員が坦々坦々担とした事務処理が町長のまあ、町長は一人が判断したんか、私なら第三者に委ねて判断をさしますけどね。町長自らがたぶん判断したんだと思いますけれども、こういったことが起こってくると、いわゆる、これを携わった職員の士気が上がりはしませんよ、下がっていくと私は思いますよ。

私は事実は事実として、請求すべきものは請求し、職員を評価していかないと、役場という組織が本当に住民本位に動いていくかどうか職員馬鹿臭くてやらんですよ。いわゆる、今回の一番大事なことは、私は町長の判断ミスだと思っていますよ。その転嫁を先ほどの一般質問の中にも職員を処分しろというような文面がありますけれども、私は一番に町長がミスを犯しているのではないかと思いますけど、その点町長はどう捉えますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、先ほど来、申しておりますけども、「決定通知書をいただいた時点で3ヶ月以内にその意義の申立てができる」と書いてあります。で、意義は、最初から申立てを積み重ねております。それで、決定通知書が行ったからといって、もう、その間に既に齟齬（そご）が生じております。そのことが、どうしようもない事実であります。そのことに対して行政が何もしないというのは、おかしいと私は思っています。

あの一、その決定通知書だけだとですねえ、その一方的に83万何がしという数字が届いていますけど。じゃあ、それを届けたら届いて、それで行政は良いのかという、それは違うと思います。その段階で協議が始まるのが、そこへ行くまでに本当はもっと真摯に協議をすべきだったと私は思っておりますから、なぜそうならなかったのか、私には分かりません。そういう事です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

それでは、ちょっと変わった角度から質問してまいります。では、この度、公開文書請求、請求者黒塗りになっていますね。この黒塗り部分は、私はどう見ても一つの団体が、請求しとんじゃないかというふうに下司な考えですけど、思うんですけど。ええ一、この団体、失礼しました。団体か個人かは分かりませんが、聞きますけど、これは団体ですか。町長、個人です？（町長、うなずく）団体じゃないです？団体ではないということで、ええ一、もう一つちょっと。

(濱田 高嘉 議長)

寺下議員、今、質問・回答の答弁の途中でありますが、昼になっていますけど、このまま皆さんにお諮りしますけども（寺下議員「いや、昼で構わないですよ」）はい、それでは

ここで一旦良いですか、お昼の休憩 1 時まで休憩といたします。午後 1 時から再開いたします。よろしくお願いいたします。

(昼休憩 : 午前 12 時 00 分 ～ 1 時 00 分)

(監査委員・亀山秀夫氏、議場入場)

(濱田 高嘉 議長)

はい、午前中に引き続きまして、会議を再開いたします。寺下満憲議員の質問の途中ですので、寺下満憲議員、質問をよろしくお願いいたします。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、それでは午前中に引き続きまして、この資料の件で質問をしていましたが、いわゆる、これは団体組織でないという答弁をいただきましたが、ええー、それでは請求者と町長との面識の関係について伺ってまいりたいと思います。この請求者とあなたのお付き合いですね、どういった関係のお付き合いがなされているのか。ええー、一般的なただのお付き合いなのか。それとも、いわゆる今政界で問題になっている、いわゆる加計、森友問題と同じように私どもから見ると付度があったんではないか。そのような判断の下にお友達ではないのかなという推測をするわけなんですね。ええー、その点について、どのように付き合いなり、あるのか。その点についてのご答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええー、請求者と私は知り合いと言いますか。かなり親しくさせていただいておりますし、選挙等でのその関わりも深いものがありましたんで、寺下議員が仰る一般的に世間から見るとですね、そういったことは十分にその危惧される部分があります。そういったことも含めまして、再度協議する場においては、私は、一切口を挟まないように、直接のタッチと言いますか、そういうことは一切行っておりません。あとは担当者と請求者とで、協議を進めていただいて、再度確認事項を明確にさせていただきたい。「申し入れがあった件について、これはどうなのか」という事を明確にさせていただいて、最終的に私はそれを報告は受けております。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、あなたはあの一、いわゆる「行き違いがあった」ということを述べられていますよね。ではあの一、この行き違いとあなたが感じた、受け取った根拠ですね、私は最前から聞いていると、「あなたが職員と請求者と双方の下にあなたが立ち合いの下で聞き取り調査を行ってきたもの」と受け止めていたんですね、そうじゃないんですか。あなたは「職員からの報告の下に行き違いと受け止めた」、そうなんですか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、公文書の公開請求者の文言ですねえ、あの一、発注に至る一連の内部事務文書とか、そういった文言が明確に記されており、で、それに対して、こちらが投げかけた部分と町の側が投げかけた部分と、それから逆のそれに対する返答等、それから請求者側の公開質問というか、これはおかしいという、そういうやり取りを見て、この一連の文書を見てですね、それを判断したという事です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

ええ一、それではそういった文章をここで提示できますか。全ての流れを明記した、いわゆる納付書からこの決定請求、請求決定に基づく取り下げの問題、そういったやりとりの文章を交わしながらきとるはずですね、役所というところは。ただ口頭で「こうだ」、「ああだこうだ」、「取り下げるんだ」、「取り下げないんだ」、そんなやりとりのなかでは物事は進んではないはずなんですね。では、一つひとつ順を追って文書のやり取りを繰り返した状況を私どもに提出できますか。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

ええ一、ここに一連の担当者からの文章がありますが、これがそうだと思います。先ほどの時系列で説明さしていただいた公開請求と、それからええ一、質問状それから回答書、それから公開決定通知書、そういった文章になろうかと思います。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

もう、いよいよ議長の方から最後と言うんではないかと心配しながら質問をしょんですけど、ええ一、それでは、その文書を後ほど出していただくことにしまして、では、この2万何ページですかねえ、そのコピーされた現物は、現在どこにあるのか。もうクリーンセンターの方に行かれたのか、その物自体をあなたたちはどう処理をして行ったのか。いわゆる町民の血税を灰の如く処理したのか。今後その現物をどうしていくのか、そのことについての答弁を求めます。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

広報情報課の方で保管しております。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、蓼原課長。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長)

ええー、取り下げのありました書類につきましては、今、うちで保管はしております。というのは、一応はですね、取り下げをした後に閲覧ということで請求がありましたので、そのまま保管を、見られた後に保管をしております。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

保管した後に、ええー、では、他の人が閲覧をしたということですか。請求者が閲覧したんですか。どちらなんですか。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、蓼原課長。

○(蓼原 洋樹 広報情報課長)

ええー、取り下げを行ったのはですね、コピーですね、その文を取り下げを行いましたので、その後、再度閲覧というようなことで、申請がありましたので、同じ方からですね、それで閲覧をしてもらっております。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

そういう話ではない。いわゆる、こう2万ページのものがあるんでしょう、これを今後どうしていくのか、いわゆる本来、入るべきお金が入らなくなったんでしょう。いわゆる町民の血税によって用紙を使ったんでしょう。そして、職員の人件費を費やしたんでしょう。そういう損失を出しておきながら、この物自体を反故にして行くのか。今後、これをどう活用して行くのか、そこに残されている問題があるんですね。

ただあの一、「行き違いがありましたから、もうその行き違いに基づいて、7万何ぼにしてあげましたよ」というだけの問題で済ませるのかどうか」と(前田議員「済まん、済まん」)決算上では「済ませましたよ」、町長判断では「済ましましたよ」と言うても、それは町民にとっての損失をどう補うて行くのか。私はもうここで終わらさないといつまでもこの問題は尾を引いていくと思うんですね。その一つの道としてはもう、町長の判断ミスによる終止符を討たないと、それができないんだったら、職員が町民に対して、70何万がしかを損失を与えている職員はどうなのか。そこらの問題が一つひとつ解決あなたはしていけないんですよ。一番良い得策は、私が言ってはおかしいけども、町長が判断ミスしました。あなたが自ら何等かの責任を取る道へ進むことが一番の得策ではないかと思いますよ。

今回の場合は、選挙戦の前に行われたことで、いわゆる政争を、いわゆる選挙の争いごとを町政に反映さしてしまったんですよ。その責任の大きさはどうなのか。あなたは先ほどこの黒塗りのところは個人と言いましたけれども、〇〇会から出された文章を私は持っています。このようなことを請求して、このようなことになりました。このような町政で良いのですか。そんなものまでちゃんとある中において、残された道は、あなたが判断していったことに対しての責任が問われることではないかと私は思います。

今後のあなたの政治手腕にも一つひとつお友達人事、そういうふうに見られるような事が

一つひとつ行われることによって、今の国の政治と私どもとダブって見えるんですね。忖度がなかったても、損得が招いたんですね。誰かがこの金額得したんですね、町民が損しただけなんです。そこらをあなたが、政治的に判断することを求めて最後の答弁をお願いいたします。

○(宮脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮脇 馨 町長)

はい、私は、そういう忖度とか、そういうことは一切考えておりませんので、ただ、今回の情報公開請求に対する町のあり方として、これは反省材料として残すべきだと考えております。ええー、こういったことが二度と起きないようにするためにも、この資料はここで活用していただきたいと思います。情報公開とはいかなるものかと、そのことの方がもっともっと町民にとって大切だと思っておりますので、私はこの判断で間違っているとは思っておりませんので。以上です。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員最後にしてください。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、もう最後にしますけど、あの一、情報公開というものは、本来当たり前の事なんです。して良い悪いという問題じゃないんですね、請求されたくなくてはいけません。あり方の問題じゃないですか、公課負担は。情報公開をしないじゃするじゃ、問題で論議しようじゃないんですよ。あなたが判断したことがどうだったのかということ。忖度でも良い事、悪い事あるんですよ。あなたは農業してきた中においては、レモンの木が暑さによって、葉を巻くところ見たらそこには忖度が生じて灌水をしてやろうと、そういう思いやりの心が生まれるのが忖度なんです。私が忖度か、損得と言ったのは、今回は損得があったかのではないか。そのことを最後に申し伝えて、ええー、28日まで会期がありますので、あなたの取る行動があるのならば取って欲しいと私は願って一般質問を終わります。ありがとうございました。

(寺下議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

これで寺下議員の質問を終わります。

日程第5、報告事項

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第5、報告事項、「平成28年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率について」の報告をお願いします。

○(杉田 和房 企画財政課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) 杉田企画財政課長。

○(杉田 和房 企画財政課長)

それでは、財政健全化判断比率等について報告いたします。

まずは、本制度の概要につきまして、簡単に説明させていただきます。

地方自治体が財政破綻しますと役場自体はもちろんのこと、住民の皆さまにとっても、税金をはじめ、公共料金や保育料の値上げ、小学校の統廃合や補助金の廃止・削減、道路整備等の中止・延期など様々な行政サービスの低下により、日々の生活に重大な影響を及ぼします。

このような状況にならないために、平成19年6月、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が成立しました。本法律により、地方公共団体は毎年度健全化判断比率として、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの財政指標及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、かつ、公表することが義務付けられております。

それでは、平成28年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況を報告させていただきます。

1 ページの総括表1をお願いします。

本様式は、健全化判断比率の状況を一覧で表示するものです。

上島町においては、実質赤字比率と連結実質赤字比率が「—（ハイフン）」で表示されていますが、これは赤字がなかったことを表しております。

実質公債費比率は、10.0%、将来負担比率は27.8%となりました。

なお、上島町各指標の県内における順位についてですが、実質公債費比率は20市町中15位、将来負担比率は10位となっています。

次のページをお願いします。

本様式は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率の状況を一覧で表示するものです。

表の左上の一般会計等とは、いわゆる普通会計の実質収支額を表示しており、実質赤字比率の欄の△2.59%とマイナスが付いているということは、黒字であったことを表します。左下から右側の表には、一般会計等以外の会計の実質収支額や資金剰余額を表示しており、右下の連結実質赤字比率の欄が、△19.92%とこれもマイナスが付いていることから、黒字であることを表しています。

次のページをお願いします。

本様式は、実質公債費比率の状況を一覧で表示するものです。

実質公債費比率とは、過去3年間の平均値で示すことから、平成26～28年度3ヵ年分を算出し、その平均を右端中段に表記しています。上島町は10.0%でした。

この上島町の10.0%という比率は、早期健全化基準の25%や地方債を起こすときに県の許可が必要な団体となる18%を大きく下回っていることから、財政運営上健全であると言えます。

次のページをお願いします。

本様式は、将来負担比率の状況を一覧で表示するものです。

本町においての将来負担は、地方債の現在高・公営企業債等繰入見込額・退職手当負担見込額で、これらから充当可能な基金や特定財源を差し引いた額が分子にきています。

分母には、平成28年度の標準財政規模から平成28年度に公債費等として算入された額

を引いた額がきています。

平成28年度の上島町の比率は27.8%で、昨年度より2.6ポイント増率となりました。

この将来負担比率が100%以下であるということは、将来に対する負担を現年度の歳入で賄えるという意味からも健全であると言えます。

5ページをお願いいたします。

本様式は、公営企業会計に係る資金不足額等の状況を抜粋して作成したものです。

上島町で該当する公営企業は、上水道、簡易水道、公共下水道、農業集落排水、浄化槽、生名・魚島船舶の各会計ですが、法適用③、法非適用⑥の列「資金不足額・剰余額」の欄が、いずれも正数で表記されていることから、資金不足額が発生しておらず、法適用④、法非適用⑦の列の資金不足比率の欄は、全て「—（ハイフン）」で表示され、健全であることを表しています。

次のページをお願いします。

平成29年8月2日に亀山監査委員・土居監査委員の審査を受け、本書のとおり審査意見書をいただいております。

以上のように、平成28年度における上島町の財政健全化指標は、昨年を引き続き、全ての項目において基準内でありました。

しかしながら、普通交付税の合併算定替分の段階的縮減が始まっており、平成29年度以降は、普通交付税の減額や基金取崩しの影響、元利償還金・準元利償還金の増等により、実質公債比率及び将来負担比率ともに、比率の悪化が見込まれます。

そのため、現状に安心することなく、次年度以降も健全な指標を維持できるよう、事業の費用対効果等を十分に精査し、普通建設事業費の削減や公債費の抑制を図らなければならないと考えます。

以上で、平成28年度上島町財政健全化判断比率及び資金不足比率についての議会報告を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

以上で報告事項がありました。これで報告事項を終わります。

日程第6～第21、議案第65号～80号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして議案の審議に入ります。

日程第6、議案第65号、「平成28年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第21、議案第80号、「平成28年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの決算案16件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

よって、日程第6、議案第65号、「平成28年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第21、議案第80号、「平成28年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの決算案16件を一括議題といたします。それでは、議案第65号から議案第80号についての提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

はい、議案第65号、「平成28年度上島町一般会計歳入歳出決算認定について」から議案第80号、「平成28年度上島町上水道事業会計歳入歳出決算認定について」までの提案理由の説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。なお、歳入歳出の決算の内容等につきましては、角濱会計管理者から説明いたします。よろしくお願いいたします。議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、角濱会計管理者。

○(角濱 信夫 会計管理者)

ただ今上程されました、議案第65号から第80号までの平成28年度上島町一般会計、特別会計合わせて16会計の歳入歳出決算についてご説明いたします。

なお、説明内容につきましては、各会計の繰入の状況と歳出の執行率及び実質収支等について説明いたします。

それでは、まず一般会計ですが、決算書の164ページをお開きください。

○(濱田 高嘉 議長)

角濱会計管理者、座ってどうぞ。長時間になりますから。

○(角濱 信夫 会計管理者)

では、座って失礼します。

一般会計の歳入総額は、69億464万2,692円となっておりますが、この内、地方交付税が歳入の53.1%を占めております。歳出総額は66億9,232万1,337円で、歳出執行率は89.9%となっております。歳入歳出差引額は2億1,232万1,355円となっており、その内、翌年度へ繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が1億536万3,000円となっております。

14、15ページをお開きください。

ここには、平成28年度から平成29年度へ繰越した事業のそれぞれの事業内訳を掲載しておりますので、参考としてください。

これらの事業の財源内訳の一般財源の合計額、15ページ右下の1億536万3,000円が、翌年度へ繰り越すべき財源として計上されております。

164ページに戻ってください。

そして、実質収支額は1億695万8,355円となっております。

次に、国民健康保険事業会計ですが、188ページをお開きください。

一般会計から7,200万円、歳入の5.7%を繰入れ、歳入総額は12億5,770万7,531円となっております。歳出総額は12億4,575万9,822円で、執行率は93.2%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに1,194万7,709円となっております。

続きまして、国民健康保険診療所事業会計ですが、204ページをお開きください。

一般会計から3,200万円、歳入の45.9%を繰入れ、歳入総額は6,978万821円となっております。歳出総額は6,874万1,451円で、執行率は93.9%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに103万9,370円となっております。

次に、へき地出張診療所事業会計ですが、216ページをお開きください。

一般会計から190万円、歳入の29.7%を繰入れ、歳入総額は639万1,901円となっております。歳出総額は561万231円で、執行率は81.3%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに78万1,670円となっております。

続きまして、後期高齢者医療事業会計ですが、228ページをお開きください。

一般会計から4,180万円、歳入の30.7%を繰入れ、歳入総額は1億3,607万353円となっております。歳出総額は1億3,510万4,408円で、執行率は98.9%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに96万5,945円となっております。

次に、公共下水道事業会計ですが、242ページをお開きください。

一般会計から2億7,100万円、歳入の62.8%を繰入れ、歳入総額は4億3,155万380円となっております。歳出総額は4億2,277万8,454円で、執行率は82.9%となっております。歳入歳出差引額は877万1,926円となっており、その内、翌年度に繰り越すべき財源として、繰越明許費繰越額が692万5,000円となっております。

230、231ページをお開きください。

ここには、平成28年度から平成29年度へ繰り越した事業内訳を掲載しておりますので参考としてください。

この事業の財源内訳の一般財源の合計額、231ページ右下の692万5,000円が翌年度に繰り越すべき財源として計上されております。

242ページに戻ってください。

そして、実質収支額は184万6,926円となっております。

続きまして、簡易水道事業会計ですが、254ページをお開きください。

一般会計から2,460万円、歳入の11.0%を繰入れ、歳入総額は2億2,343万2,632円となっております。歳出総額は2億2,253万2,733円で、執行率は96.0%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに89万9,899円となっております。

次に、CATV事業会計ですが、266ページをお開きください。

一般会計から1億100万円、歳入の74.0%を繰入れ、歳入総額は1億3,648万3,965円となっております。歳出総額は1億3,576万4,706円で、執行率は98.0%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに71万9,259円となっております。

続きまして、農業集落排水事業会計ですが、278ページをお開きください。

一般会計から4,600万円、歳入の78.2%を繰入れ、歳入総額は5,881万4,292円となっております。歳出総額は5,807万7,228円で、執行率は96.8%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに73万7,064円となっております。

次に、介護保険事業会計ですが、306ページをお開きください。

一般会計から1億3,430万円、歳入の16.7%を繰入れ、歳入総額は8億389万9,202円となっております。歳出総額は7億9,348万7,919円で、執

行率は93.5%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに1,041万1,283円となっております。

続きまして、介護サービス事業会計ですが、322ページをお開きください。

一般会計から2,380万円、歳入の54.6%を繰入れ、歳入総額は4,355万9,779円となっております。歳出総額は4,262万169円で、執行率は95.1%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに93万9,610円となっております。

次に、浄化槽事業会計ですが、332ページをお開きください。

一般会計から2,850万円、歳入の83.8%を繰入れ、歳入総額は3,400万6,555円となっております。歳出総額は3,336万5,656円で、執行率は97.6%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに64万899円となっております。

続きまして、魚島船舶事業会計ですが、344ページをお開きください。

一般会計から2,140万円、歳入の19.6%を繰入れ、歳入総額は1億918万4,406円となっております。歳出総額は1億826万8,277円で、執行率は94.9%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに91万6,129円となっております。

次に、特別養護老人ホーム事業会計ですが、360ページをお開きください。

一般会計から8,500万円、歳入の20.9%を繰入れ、特別養護老人ホーム海光園基金を4,450万円取崩し、歳入総額は4億703万5,818円となっております。歳出総額は4億358万1,314円で、執行率は99.3%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに345万4,504円となっております。

続きまして、生名船舶事業会計ですが、372ページをお開きください。

一般会計からの繰入はなく、歳入総額は2億9,632万1,160円となっております。歳出総額は2億1,071万2,548円で、執行率は96.2%、歳入歳出差引額・実質収支額ともに8,560万8,621円となっております。

続きまして、上水道事業会計ですが、378ページをお開きください。

まず、収益の部は、1.の営業収益と3.の営業外収益で、収益総額は、2億4,984万7,483円となっております。

次に、費用の部は、2.の営業費用、4.の営業外費用と5.の特別損失で、費用総額は2億483万7,889円、歳出執行率は89.9%となっております。

収益総額から費用総額を引いた当年度純利益は、4,500万9,594円となり、前年度繰越利益剰余金1億3,385万9,285円を加え、当年度未処分利益剰余金は1億7,886万8,879円となっております。

次に、右側の379ページをご覧ください。

4の上水道事業剰余金処分計算書についてですが、当年度末の利益剰余金処分別は、減債積立金、利益積立金ともに行っておりませんので、翌年度繰越利益剰余金は当年度未処分利益剰余金と同額の1億7,886万8,879円となっております。

以下、383ページから上水道事業報告書、387ページ以降に収益費用明細書等を添付しておりますのでご参照ください。また、395ページ以降に、財産に関する調書及びその他の付属書類を添付しておりますので、こちらも後ほどご参照ください。

以上を持ちまして、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ありがとうございました。ただ今、提案理由の説明がありました。

ここで、亀山監査委員に、監査報告を演台にて報告をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(亀山監査委員、監査報告のため登壇)

○(亀山 秀夫 監査委員)

それでは、平成28年度「上島町一般会計・特別会計並びに上水道事業会計」の監査の結果を報告いたします。

決算書の1ページをご覧ください。

監査意見書、地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成28年度上島町一般会計歳入歳出決算書、特別会計歳入歳出決算書及び上水道事業会計歳入歳出決算報告書を審査した結果、収支とも正当と認めます。平成29年8月9日、上島町長 宮脇 馨様、上島町監査委員 亀山 秀夫、同じく上島町監査委員 土居 計彦。

次に、決算の概要について報告いたします。

一般会計の歳入につきましては、町債の増、基金の繰入れにより、昨年対比103.7%の69億4百万円となっております。

歳出につきましては、66億9千2百万円、翌年度繰越明許費を除くと「実質執行率は94.6%」で適正に執行されていると認定いたしました。

特別会計繰入金については、8億8千3百30万円で、昨年対比92.3%と減少しております。

基金につきましては、1億6千7百万円減少しておりますが、特別養護老人ホーム海光園基金4千4百50万円が含まれております。

全会計の決算総額は、昨年対比101.0%の105億7千8百万円となっております。

なお、国の財政健全化判断比率及び資金不足比率は、実質公債比率は10.0%・将来負担比率は27.8%、資金不足比率の資金不足はありません。

財政指数は、保たれ推移しております。

本決算についての所見及び改善検討事項につきましては、所見1件、改善・検討事項3件を提案しております。

所見につきましては、町民税・固定資産税・国民健康保険料の徴収率は、納税者のご協力により愛媛県下でも高い徴収率となっております。

改善・検討事項につきましては、検討のうえ、ご審議していただくことを要望いたします。

以上、監査報告を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明並びに監査報告が終わりました。

ここで、亀山監査委員には退席していただいてもよろしゅうございますか。(複数の「異議なし」の声あり) ありがとうございました。それでは、亀山監査委員、退場してください。

(亀山監査委員 退場)

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。ただ今議案となっております、議案第65号から議案第80号については、予算決算委員会に付託し審議することにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。従って、議案第65号から議案第80号については、所管の予算決算委員会に付託し審議することに決定しました。よって、本日ここでの質疑は省略いたします。

日程第22・23、議案第81号・82号

○(濱田 高嘉 議長)

続きまして、日程第22、議案第81号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第2号)」並びに日程第23、議案第82号、「平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」の「補正予算案2件」につきましても一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり)異議なしと認めます。

よって、日程第22、議案第81号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第2号)」並びに日程第23、議案第82号、「平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算(第1号)」の「補正予算案2件」につきましても一括議題といたします。

それでは、議案第81号並びに議案第82号の補正予算案2件についても、順次説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手)議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

それでは、議案第81号、「平成29年度上島町一般会計補正予算(第2号)」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億8,800万円といたします。第2項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料、「平成29年度9月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全般的な事項ですが、補正予算の総額は一般会計が5,700万円。特別会計は300万円で、その内訳は、国民健康保険事業会計300万円となっております。企業会計である上水道事業会計の補正はありません。

次に、一般会計の補正予算編成は、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、繰越金、諸収入、町債を財源として既定の事務事業の見直しを行いました。

財源といたしましては、まず、地方交付税6億1,197万2千円。これは普通交付税確定額32億5,997万2千円から当初予算計上済額26億4,800万円を差し引いた金額を計上しております。

国庫支出金608万2千円。これは、ゆめしま海道サイクリング事業、サイクリングしま

なみ事業、上島町PR事業、上島町滞在型観光振興事業に充当する離島活性化交付金です。

県支出金329万3千円。これは、人権教育現地研修事業に充当する新ふるさとづくり総合支援事業補助金13万7千円、弓削狩尾の竹林間伐に係る愛媛県森林・山村多面的機能交付金13万1千円及び岩城地区の水産物供給基盤機能保全事業補助金302万5千円です。

財産収入2,200万1千円。これは、汽船ゆげじま売却に係る入札結果に伴う売払収入です。

繰入金マイナス6億5千万円。これは、財政調整基金繰入金です。

繰越金3,445万2千円。

諸収入40万円。これは、レモン苗木に係る個人負担金です。

町債2,880万円。これは臨時財政対策債です。

以上、5,700万円で補正予算を編成いたしました。

次に、補正理由と要旨ですが、まず1番目として、地方債の補正ですが、予算書の4ページの第2表「地方債補正」をお願いいたします。

起債発行予定額の確定に伴い、臨時財政対策債を1億3,700万円から1億6,600万円に増額計上いたしました。

以上により、限度額の総額を補正前7億1,400万円から7億4,300万円に変更するものでございます。

「補正予算の概要」の2ページへ戻ってください。

2番目として、次の事務事業等を新たに計上いたしました。

(1)の魚島総合支所庁舎改築工事等に伴う近隣家屋補償は、町が実施した公共施設の整備によって、近隣家屋に損傷等の影響を及ぼした箇所の復旧補償に係るもので、金額は492万8千円です。

(2)の公共交通施設整備測量設計・物件移転補償調査委託は、今後の岩城橋開通により、更なる混雑が見込まれる立石・長崎航路における土生港長崎棧橋側の待機レーン整備計画に係る測量設計と物件移転等補償費の調査で、金額は2,000万円です。

(3)の財産処分（汽船ゆげじま）国庫支出金返還ですが、これは、汽船ゆげじまの処分に伴う売払収入に係る国庫支出金相当額（補助率10分の6.5）を国へ返還するもので、金額は1,430万1千円です。

3番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

(1)の水産物供給基盤機能保全事業は、岩城漁港西側道路防食工事の延長が、施工見込延長10.0mから施工確定延長15.0mへと5.0m延びたことによるもので、総事業費1,250万円に係る差額分550万円を計上するものです。なお、財源は県費687万5千円と起債300万円を充当いたします。

その他、経常・投資経費の変更を要するにいたりました。

以上で議案第81号、「平成29年度上島町一般会計補正予算（第2号）」の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

議案第82号、「平成29年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ300万円を増額し、予算の総額を13億3,300万円といたします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入ですが、3款2項、国庫補助金、2目の国保業務準備事業、32万4千円は事業報告システムの改修分の補助で、10款1項1目、繰越金、これの267万6千円は前年度の実績に伴い増額するものです。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目、一般管理費、給料38万7千円、職員手当 マイナス25万2千円、共済費9万9千円は、人事異動に伴うもので増額しております。

業務委託料の97万2千円は、システム改修の経費となっております

続きまして、10款1項1目23節の一般被保険者保険税還付金の40万円は、遡っての資格喪失、所得更正が生じたため増額するものです。10款1項3目、療養給付費等交付金返還金143万9千円は、平成28年度の実績により、退職者医療給付費交付金を返還するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありましたが、議案第81号並びに議案第82号の補正予算案2件の審査につきましても所管の予算決算委員会に付託することにご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

従って、議案第81号並びに議案第82号の補正予算案2件の審査につきましても所管の予算決算委員会に付託することに決定しました。よって、ここでは質疑は省略いたします。

ここで10分間の休憩に入ります。

（ 休 憩 ： 午後2時00分 ～ 2時10分 ）

日程第24、議案第83号

○(濱田 高嘉 議長)

会議を再開いたします。続いて、日程第24、議案第83号、「財産処分について（汽船ゆげじま）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第83号、「財産処分について」、次のとおり売買契約を締結することについて、議決を求めるものでございます。

- 1 財産の所在地、種別、名称についてですが、所在地は愛媛県越智郡上島町弓削下弓削（弓削港）、種別は旅客船兼自動車渡船、名称は「汽船 ゆげじま」です。
- 2 売却価格は、金2, 200万1千円です。
- 3 契約の相手方は、長崎県長崎市柳田町71番地3 株式会社 ヒデトク、代表取締役 江頭 秀徳（えがしらひでのり）です。

提案理由といたしましては、汽船ゆげじまの売却について、地方自治法第96条第1項第8号並びに上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。

なお、仮契約書及び入札結果一覧表の写しを2枚目以降に添付しておりますので、ご参考にしてください。

以上簡単ですが、議案第83号、「財産処分について」の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようですから、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（複数の「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、日程第24、議案第83号、「財産処分について（汽船ゆげじま）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

はい、起立、全員です。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。町長から別紙追加日程のとおり、契約案件の議案2件が提出されますので、これを本日の日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本議案2件を日程に追加して議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議案第84号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、追加日程第1、議案第84号、「工事請負契約の締結について（高井神浄水施設設備工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長)（挙手）議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第84号、「工事請負契約の締結について」、次のとおり請負契約を締結すること

について議決を求めるものでございます。

- 1 契約の目的は、高井神浄水施設工事です。
- 2 契約の方法は、指名競争入札です。
- 3 契約金額は、金 6, 3 7 2 万円です。
- 4 契約の相手方は、松山市本町 3 丁目 2 - 1 株式会社 フソウ 愛媛営業所 所長 三好教正です。

提案理由といたしましては、高井神浄水施設設備工事について請負契約に付するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号並びに上島町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するものでございます。

なお、工事概要につきましては、中濱生活環境課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(中濱 淳一 生活環境課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、中濱生活環境課長。

○(中濱 淳一 生活環境課長)

それでは議案第 8 4 号、「工事請負契約の締結について（高井神浄水施設設備工事）」の説明をいたします。

昨年度より高井神地区の簡易水道事業に着手しておりますが、今回の工事は、浄水施設の機械設備を更新するものです。

工事内容について説明いたしますので、参考資料 1 ページをお願いします。

まず、工事箇所ですが、港の近くにある消防ポンプ車庫の南側に新たに施設を整備します。

2 ページには施設の全体平面図を、3 ページ目にはシステムのフローシートを添付しており、ポンプの圧力によって膜の外側から内側に水を通し、濁りや細菌類を取り除く膜処理システムを採用し、1 日に約 7 立方メートルの浄水が供給可能となります。

4 ページから 6 ページには、システムを構成するそれぞれの機械設備図を、7 ページには今回工事する電気設備図を添付しております。

また、図面の最後には、入札結果一覧表、工事請負契約書、それぞれコピーを添付しております。

なお、本年度も昨年度と同様に国の内示額が要望額の 7 割程度であったことから、本年度は浄水施設の建築、機械設備及び電気設備の一部を整備し、来年度に残りの電気設備を整備して、全て完成する予定です。以上で説明を終わります。

○(濱田 高嘉 議長)

はい、ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「なし」「ありません」の声あり）質疑がないようですから質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第 8 4 号「工事請負契約の締結について（高井神浄水施設設備工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議案第85号

○(濱田 高嘉 議長)

それでは、追加日程第2、議案第85号、「工事請負契約の締結について（魚島国保診療所改築工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○(村上 和志 副町長) (挙手) はい、議長。

○(濱田 高嘉 議長) 村上副町長。

○(村上 和志 副町長)

議案第84号、「工事請負契約の締結について」、次のとおり請負契約を締結することについて議決を求めるものでございます。

- 1 契約の目的は、魚島国保診療所改築工事です。
- 2 契約の方法は、指名競争入札です。
- 3 契約金額は、金1億4,580万円です。
- 4 契約の相手方は、上島町生名2131番地 株式会社 加納屋建設上島支店 上島支店長 岡野己樹夫です。

提案理由といたしましては、魚島国保診療所改築工事について請負契約に付するため、地方自治法第96条第1項第5号並びに上島町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

なお、工事概要につきましては、今井住民課長から説明いたします。よろしくお願いいたします。

○(今井 稔 住民課長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、今井住民課長。

○(今井 稔 住民課長)

はい、それでは、魚島国保診療所改築工事の概要について、説明いたします。

実施計画の内容につきましては、昨年12月の全員協議会で既に説明しましたが、その後計画に大きな変更はございませんでした。

計画の概要ですが、鉄骨造り、平屋建て、建築面積182.98㎡、延床面積174.69㎡となっております。

参考資料の1ページ目をご覧ください。附近見取り図となります。工事場所は、現在の診療所と同じ場所になります。

2ページの平面図をご覧ください。

建物の特徴は、バリアフリー化により、建物全体を土足にすると共に、各部屋、廊下を現在の建物より広くして、患者さんや職員が利用しやすい建物としました。

部屋の間取り、面積は図面に記載していますが、主なものといたしましては、玄関ホールがあって、左側が受付、事務室、右側が待合室となっております。

事務室の隣に診察室、その横が処置室、検査室となっていて、処置のしやすい導線となっ

ていおります。また、待合室の正面近くにトイレをもっていき利用しやすくいたしました。また、現在の建物と同様に、レントゲン室・操作室を設置しております。

また、今回、新たに伝染病拡散予防のため、隔離室と職員の福利厚生のため、休憩室を設けました。

3 ページをご覧ください。完成予想図ですが、玄関を集落のある南側に配置しております。

4 ページ目をご覧ください。港のある北面から見たものです。中央の建物が診療施設です。左側が医師住宅となっていて、緊急時などの診療所との連絡がスムーズな状況となっています。

資料の末尾には、請負入札結果一覧表と仮契約書の写しを添付しておりますので、ご参照ください。以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、ええと、本件に関しましては、まああの一聞くところによると、入札不調が繰り返されてということが一つあると思います。

そしてあの一、もう一つは、まあ従来、県内企業でやるといった方針でずっと動いてきたと。で、今般の入札者は基本的には、事務所は上島町にあると思いますが、広島県のまあ業者であるということがあります。

ええ一、先ず伺いたいのは入札不調の原因は何であったのかということです。それと、当然お金の話だと思うんですが、これからは実はこういう事が起こりそうな話もあると思いますので、この入札不調に関する、まあ理事者側のどういう捉え方をしているのかということの一つ説明いただきたいと思います。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

ええ一、平山議員の仰るとおり、ご推察のとおりなんですが、実は前々からですね、魚島地区における工事で、相当な頻度で不落札が起きておりました。それがずっと続いておりましたんで、その内容につきましてはですね、やはりあの一、魚島地区への運搬費がメインですね。運搬費の、じゃあ、どこまでみるのかということで、今の現在の積算基準、そういったことではとてもカバーしきれない部分がありまして、で、あの一、今の設計基準ですと、県内一律みたいなのところがありまして、割り増し等はですね、それに合せてやっていた部分がありました。それで、どうしてもなかなか落ちないという事で苦慮しておりました。

で、そういった面をやっばり見直さざるを得ないということで、ええ一、ご承知のとおり、一般競争入札で不落札、で、それから、その後再度絞り込んでも不落札ということで、このままでは診療所、一番大切な部分ができなくなるという恐れがありましたんで、やむなく今回はその運搬費の部分の率をですね、どこまで上げれるかということで、今までみれなかつ

た部分を少しでも改良してみようということのできる限り、ええー、あとの会計検査等ですね、クリアできる範囲内、ぎりぎりの範囲というか、そこまでやってみようということでは上げていただきました。これで何とかぎりぎりです。何とか落札ができたんじゃないかならうかと思っています。以上です。

○(濱田 高嘉 議長) 他に質疑はありませんか。

○(8番・平山 和昭 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、平山議員。

○(8番・平山 和昭 議員)

はい、あの一、もう一つお尋ねしてなんですが、入札業者については、実はその一、魚島だけに限らず、ええーまあ町内どこでも起こり得る話だと思いますので、その辺りをこれからどういうふうを考えていくのか。

俗に言う、その一、県内とかといったような、そういう枠を定めなくて、ごく普通な一般競争入札ということで、まあ東京からは来ないと思いますが、そういう近隣の町村から、市町からの業者も入り得るような考え方をして行くのかどうか。今般はたまたま魚島はこれはこれでやりますけども、次回はまた従来型でやるのか。その辺りの方針はどうなんですか。

○(宮 脇 馨 町長) (挙手) 議長。

○(濱田 高嘉 議長) はい、宮脇町長。

○(宮 脇 馨 町長)

えーとですねえ、あの一、今基本としては、こういう大きなものに対しては、ええー、1億以上ですかねえ、そのぐらいのものに対しては一般競争入札で考えております。それから、土木工事に関しては、基本的にはやっぱり「県内の業者を使え」という県の方の指導とか、そういったものがありますので、まあ巨大なもの、と言うか大きなものは、まあ一般競争入札でやるにしても、それ以下のものに関しては、ええー、できるだけ地元業者優先でやらしていただけたらと思いますが、ただ、今の段階です。ええー、こういう案件が出てくると、ええー県内業者と言いましても、松山とか今治とかですねえ、そちらの方ですと、先ほど言いましたような経費、輸送費ですねえ、これがどうしても掛かってしまうので、ええー、落札していただけないと。

そういった状況もいっぱい出てきております。そういったことも勘案して、上島町の立ち位置としましては、地元業者優先はありますが、ええー工事内容とか、そういったものを勘案して、まあ因島圏域と言いますか、尾道まで範囲を拡げてですね、対応して行くべきではないかと。ええー、本来であれば、全部一般競争入札にしたら一番楽なんですけど、そうすると小さい工事の場合、特に地元の業者さんが生き残れないということで、小さいものに関しては、そういったことを十分加味しながら判断させていただきたい。そのように考えております。以上です。

○(濱田 高嘉 議長) 他にありませんか。

○(6番・寺下 満憲 議員) (挙手)

○(濱田 高嘉 議長) はい、寺下議員。

○(6番・寺下 満憲 議員)

はい、ちょっと参考までに伺うんですけど、先ほどから不落札だったということで、ええ一、3 遍目で落札者がおるということですが、これ、その都度業者は替えて入札はしたんですか。もう、1 回目、2 回目、3 回目と同一業者がおったということですか。

○(荒井 健 管財課長) (挙手) はい。

○(濱田 高嘉 議長) はい、荒井管財課長。

○(荒井 健 管財課長)

はい、1 回目は一般競争入札で指名ではございませんので、一応、県内の業者ということで一般入札をかけて応札者がいなかったということでございます。そして2 回目は、ここの入札執行表のあるとおりの業者と同業者を指名いたしまして執行しましたが、不落という結果になりましたので、設計書の方を変更しまして同業者にて3 回目を行っております。

○(濱田 高嘉 議長)

他にありませんか。（「なし」の声あり）それでは質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第85号「工事請負契約の締結について（魚島国保診療所改築工事）」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

はい、起立、全員です。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

ここで一点、議長から理事者側をお願いいたします。この2 番目に入った平面図、これA4 で非常に小さいのですねえ、非常に見にくいので、次回からでも結構ですから、これは平面図はぜひ、これの倍くらいのものにしていただきたいと。その配慮をお願いしたいと思います。以上です。

日程第25、発議第1号

○(濱田 高嘉 議長)

ええ一、続きまして、日程第25、発議第1号、「専決処分事項の指定について」を議題といたします。提出議員である池本 光章議員、提案理由の説明を求めます。

(池本議員、登壇)

○(3番・池本 光章 議員)

それでは説明いたします。発議第1号、「専決処分事項の指定について」、上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成29年9月13日提出、上島町議会議員 濱田 高嘉 様、提出者 上島町議会議員 池本 光章、賛成者 上島町議会議員 檜垣 一成、賛成者 上島町議会議員 藏谷 重文。提案理由、公務上の業務及び公共施設の管理などに起因する損害賠償が発生した場合、相手側に速やかに対応するため、事務の簡素化を図り円滑な執行が行えるよう、町長において専決処分することができる事項を別紙のとおり指定する。参考規定、地方自治法第96条及び

第180条。

地方自治法第180条第1項に基づく上島町長専決処分事項、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項に基づき、町長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 法律上、町の義務に属する損害賠償のうち、その額が1件につき100万円以下の損害賠償の額を定めること並びにこれに伴う和解及び調停に関すること。

以上です。

（池本議員、降壇）

○（濱田 高嘉 議長）

ただ今、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。（複数の「ありません」「なし」の声あり）これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。複数の（「ありません」の声あり）討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発議第1号、「専決処分事項の指定について」を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者、起立）

起立全員です。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第26、意見書第2号

○（濱田 高嘉 議長）

続きまして、日程第26、意見書第2号、「地方の道路整備の推進に関する意見書（案）」を議題といたします。提出議員である土居議員、趣旨説明をお願いします。

（土居議員、登壇）

○（10番・土居 計彦 議員）

はい、意見書第2号、地方の道路整備の推進に関する意見書（案）、上島町議会会議規則第14条第2項の規定により、上記の意見書案を別紙のとおり提出します。

平成29年9月13日、上島町議会議長 濱田 高嘉 様、提出者 上島町議会議員 土居 計彦、賛成者 上島町議会議員 平山 和昭、賛成者 上島町議会議員 池本 興治。

提出理由です。現在、道路事業においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、地域高規格道路や交付金事業においては補助率等の嵩上げ措置がなされておりますが、この嵩上げ措置は平成29年度までの時限措置となっております。

このことから、来年度以降の補助率等の実質的な低減は、迅速かつ着実な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生の実現に大きな影響を与えることが懸念されることから、当町としても道路関係予算全体の拡大を図るとともに、「道路財特法」の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続することに加え、必要な道路整備の推進が図れるよう、更なる補助制度の拡充を強く国等に要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成29年9月13日、上島町議会、提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交

通大臣、内閣官房長官の皆様であります。よろしくお願いします。

(土居議員、降壇)

○(濱田 高嘉 議長)

ただ今、趣旨説明がありました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(複数の「なし」の声あり) 討論がないようですから、討論を終わります。

これから、意見書第2号、「地方の道路整備の推進に関する意見書(案)」を採決いたします。お諮りいたします。本案のとおり可決し、関係先に意見書を送付することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。よって、意見書第2号は、原案のとおり可決されました。

日程第27～34、議員派遣報告について

○(濱田 高嘉 議長)

お諮りいたします。「日程第27、報告第15号から日程第34、報告第22号、「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議と認めます。よって、「日程第27、報告第15号から日程第34、報告第22号、「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手許に配付のとおり報告書が提出されております。なお、報告第22号につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第15号(地方議員研究会)、報告第16号(平成29年度 町村議会広報クリニック)、報告第17号(コミュニケーション基礎講座その2)、報告第18号(一般県道岩城弓削線岩城橋建設工事安全祈願祭並びに起工式)、報告第19号(平成29年度 第1回町議会議員研修会)、報告第20号(議会報告会並びに町民の皆さんとの意見交換会)、報告第21号(コミュニケーション基礎講座その3)、報告第22号(市町村議会議員研修)。

以上で議員派遣の報告を終わります。

日程第35・36、議員派遣の件

○(濱田 高嘉 議長)

続いて、日程第35、36の「議員派遣の件について」につきましても一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議と認めます。よって、日程第35、36の「議員派遣の件について」も一括議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり「上島町各地区大運動会」、「平成29年度 第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。「上島町各地区大運動会」、「平成29年度 第2回町議会議員研修会」に議員を派遣することにご異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり) 異議なし

と認めます。よって、「上島町各地区大運動会」、「平成２９年度 第２回町議会議員研修会」に議員を派遣することに決定しました。

◎ 閉 会

○(濱田 高嘉 議長)

ええ一、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した「平成２８年度各会計歳入歳出決算認定案１６件」並びに「平成２９年度の補正予算案２件」については、９月２８日の午前１１時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は当日配付したいと思います。

お諮りいたします。本日はこれで散会とすることに、ご異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。よって、本日はこれで散会とすることに決定しました。本日はこれで散会します。ご苦労様でした。

（起立、礼）

（了）

（平成２９年９月１３日 午後 ３時５６分閉会）

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 濱 田 高 嘉

署名議員 池 本 興 治

署名議員 松 原 彌 一